

各

都道府県知事 指定都市市長

 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について

障害児入所施設に入所する障害児及び障害者（以下「入所児童等」という。）が円滑に成人期に相応しい環境へ移行できるようご尽力いただいていることにつき、厚くお礼申し上げます。

令和3年1月より、厚生労働省では、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を開催し、同年8月に、参考資料1のとおり報告書が取りまとめられた。

当該報告書では、入所児童等が、グループホーム等の地域や障害者支援施設に、より円滑に移行できるようにするための、新たな移行調整の枠組みについて示されている。

同報告書を踏まえ、今般、改めて別添のとおり、関係者の効果的な取組みに係る手引きについて取りまとめた。

また、令和3年1月に実施した「障害児入所施設移行状況に関する調査」の結果について、参考資料2のとおり取りまとめたので、改めて今後の対応の検討等にご活用いただきたい。

各都道府県及び指定都市においては、管内の市町村・児童相談所・障害児入所施設・基幹相談支援センター等の相談支援事業所等の関係者に、本通知を周知いただくようお願いする。

また、別添の手引きをよくご参照いただき、関係者と協力して、新たな移行調整の枠組みの構築を図り、現に障害児入所施設に入所する障害者及び今後18歳を迎える障害児が、グループホーム等の地域や障害者支援施設等に移行できるよう、引き続き、格別のご配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き

< 目次 >

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

I 都道府県・政令市

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

1. 新たな枠組みによる移行調整の開始（「協議の場」の設置等）・・・・・・・・ P 2
2. 管内の状況把握・課題整理・調整・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
3. 障害児入所施設の今後の方針の把握・調整・・・・・・・・ P 7
4. 次期障害福祉計画・障害児福祉計画への反映・・・・・・・・ P 8

II 市町村

1. 「協議の場」への参画や必要な社会資源の把握等・・・・・・・・ P 9
2. 管内の基幹相談支援センター・市町村相談支援事業者等に対する周知・協力依頼・・ P 9
3. 移行先決定後の給付決定等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
4. その他（18歳以上入所者）への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

III 児童相談所

1. 「協議の場」又は「個別ケース会議」等への参画・協力・・・・・・・・ P 12
2. 障害児入所施設における移行支援計画の作成支援・・・・・・・・ P 12

IV 障害児入所施設

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
1. 「協議の場」への参画・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
 2. 本人に対する意思決定支援・保護者との面談等の流れ・・・・・・・・ P 14
 3. 障害福祉サービス等の活用等・・・・・・・・ P 15
 4. 現入所者への対応・施設の在り方の検討について・・・・・・・・ P 17
 5. 施設の今後の方向性の決定について・・・・・・・・ P 17

V 基幹相談支援等地域の中核となる相談支援事業所/相談支援事業所

1. 障害児入所施設に入所する児童及び障害者に係る地域の相談支援事業所の役割・・ P 19
2. 「協議の場」への参画・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20
3. ケース会議等への参画・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21
4. 移行先の決定に向けた対応・・・・・・・・ P 21
5. 移行完了（地域等での生活開始）後の対応・・・・・・・・ P 22

はじめに

- 障害児入所施設(※)は、家庭における養育が困難である障害児等に対し、できる限り良好な家庭的環境の中で、発達を支援し育成する役割を有している(※福祉型の場合、約7割を措置入所が占め、約3割は被虐待児となっている)。
- 一方、障害のある児童も、成長した後は、大人として個を尊重され、日中活動の場の確保等を含め、成人に相応しい環境の中で過ごすことができることが求められる。
平成24年施行の児童福祉法改正により、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととしたが、移行調整が十分進まず、多くの18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。
- このため、現入所者が移行先が見つからないまま退所させられないことがないよう、累次にわたり、障害児入所施設の指定をもって、障害者支援施設の基準を満たすとする「みなし規定」を延長し、経過的な入所を継続してきた。
- しかしながら、児者混在等により、それぞれに相応しい環境(子どもとして安心して過ごせる／成長に相応しい大人として個を尊重される等)が確保されない状況があり、こうした現状をできる限り速やかに解決する必要がある。
- こうした状況の解決のため、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」において、令和3年1月より検討を重ね、8月に報告書を取りまとめた。
- 同報告書の中では、都道府県(政令市)のもとで、市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、円滑・速やかな移行を図るべきこと、その際は、障害のある児童の意思決定を支援し、その選択を最大限に尊重すること、現時点の暮らしの充実が疎かになってはならない点等に留意すべきこと等、課題解決に向けた基本的考え方や取組みの方向性が示されている。
- 同報告書を踏まえ、改めて、都道府県(政令市)、市町村、児童相談所、障害児入所施設、及び基幹相談支援センター等の相談支援事業所が取り組むべき内容について整理し、本手引きにおいてお示ししている。
- 成人としての基準を満たさないまま「みなし規定」により継続する「経過的服务費」の支給は、未移行者の移行完了に向けた「準備期間」として、最終的な期限を令和5年度末までとすることが適当とされている。それまでの間に、都道府県等の下で、関係者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、みなし規定終了に向けて、当事者一人一人の「固有の尊厳の尊重」が促進されるよう移行調整を加速させる必要がある。
各主体におかれては、手引きを参考に、着実な取組みを進めていただくよう、お願いしたい。

I. 都道府県・政令市

はじめに

障害児入所施設に入所する児童の年齢到達に伴う成人期にふさわしい環境への移行調整が進まない要因として、入所に至る複雑な背景や強度行動障害等の本人の状態像等、また、調整を行うべき実施主体や行政責任が明確となっていない点等が指摘されている。

移行に対する支援に際しては、都道府県・政令市、障害児入所施設や児童相談所、支給決定の実施主体となる市町村や相談支援事業所などが協力・連携して移行調整が行われているところがある一方、入所児童の移行調整の大部分を障害児入所施設のみでの努力に頼る結果となっているところも見受けられる。

今般の新たな枠組みにより移行調整を進めるに当たっては、障害児入所施設に入所する児童（及び障害者）をとりまく環境や、各都道府県・政令市の役割を適切に把握し、必要な連携を行うことが重要である。

とりわけ、各都道府県・政令市の障害福祉部局は、障害児入所施設に入所する児童（及び障害者）（以下「入所者」という。）の支援に携わる児童相談所等をはじめとする関係機関と、移行調整を行うに当たりそれぞれの役割を共有するとともに、自らが移行調整の責任主体として、「協議の場」を設け、円滑な移行が難しいケースについては、関係者の協力のもとで移行調整を進めることとなる。みなし規定の最終的な期限は令和5年度末までとすることが適当であるとされていることを踏まえ、当事者一人一人の「固有の尊厳の尊重」が促進されるよう、以下に示す移行調整の取組みを加速していただきたい。

1. 新たな枠組みによる移行調整の開始（「協議の場」の設置等）

（1）「協議の場」の設置

（趣旨・概要）

- 各都道府県・政令市において、障害児入所施設の入所者が、円滑に成人期に相応しい環境へ移行できるよう、関係機関が連携・協力して調整等を行う場として、「協議の場」の設置が求められる。
- 「協議の場」での調整等を通じ円滑な移行調整を進めるべき対象範囲は、都道府県・政令市自らが措置・給付決定を行っている障害児入所施設の入所者であるため、入所先の施設が、自らの都道府県・政令市以外に所在する場合も含まれる点に留意をいただきたい。
また、「福祉型」だけでなく、「医療型」を含めた障害児入所施設全体の者について対象とするものである点に留意いただきたい。
- なお、こうした「協議の場」の設置等をはじめとする新たな移行調整の枠組みは、従来、

障害児入所施設からの移行調整が、関係者の役割が明確でないために、障害児入所施設の自助努力に頼る面が大きかった結果として必ずしも十分に進んでこなかった点を改善するために設けられるものである。

このため、自らが措置・給付決定を行った障害児入所施設への入所者の中に、現時点で18歳以上の者がいない場合であっても、今後は15歳頃から移行調整を開始し、「協議の場」を設置した上で、都道府県・政令市をはじめとする関係者がそれぞれの役割を着実に果たしていくことが必要であるので、その点にも留意いただきたい。

(主な検討内容)

○ 「協議の場」における主な検討内容は以下のとおり。(別紙2参照)

① 管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理

管内(都道府県が措置・給付決定を行っている障害児入所施設)の移行対象者を把握し、関係者間の情報共有や進捗管理を行う。

② 広域調整

関係団体の協力も得て、地域資源(グループホーム等)の定員状況等を共有し、円滑な移行につなげる。

③ 個別ケース会議

移行調整が難しい事例について、課題把握や調整等を行う。

④ 地域資源開発

個別ケースを通じて、移行先として必要な地域資源について中長期的な見通しをもって議論し、障害福祉計画等へ反映させていく。

(設置方法・構成員イメージ)

○ 「協議の場」は、自立支援協議会に新たな部会(例:障害児入所施設からの移行調整部会(仮称))を設ける等により、既存の会議体で相応しい場を活用することも考えられる。

○ 構成員は、主に以下の関係者が想定されるが、地域の実情に応じて相応しい構成員を選任いただきたい。

また、「協議の場」は、移行調整が難しい個別ケースについて解決策を模索することが最も期待される役割であること等も踏まえ、「協議の場」の下に「個別ケース会議」をケース毎に召集し、当該ケースの関係者や協議会の一部構成員等で事案解決に向けて議論する方法が有効と考えられる。

※ 想定される主な関係者(別紙2参照)

① 本人(及び保護者)

② 自治体(都道府県及び政令市(以下「都道府県等」という。))・市町村・児童相談所)

i) 都道府県等(主に障害児入所施設への措置・給付決定の実施主体である都道府県等)

ii) 児童相談所(障害児入所施設への措置・契約に関与する児童相談所)

iii) 市町村(主に移行先となりうる成人サービスの給付決定の実施主体となる市町村)

③ 障害児入所施設(福祉型・医療型ともに)

④ 基幹相談支援等地域の中核となる相談支援事業所/相談支援事業所

- ⑤ 受入側施設等（障害者支援施設・グループホーム等）関係者
 - ⑥ 関係団体（障害児入所施設関係団体・移行先のサービス関係団体等）
 - ⑦ 学校関係者（通学先である特別支援学校等）
- * この他、個別ケース会議の場合は、市町村の成年後見担当部局や生活保護担当部局が参画するなど、必要に応じて構成員を追加することも考えられる。

（２）「協議の場」における議論

（実態把握・課題の特定）

○ まずは、管内の障害児入所施設（都道府県等が措置・給付決定を行っている障害児入所施設。入所先の施設が、自らの都道府県・政令市以外に所在する場合も含まれる点に留意。）について、

- ① 15歳以上の移行対象者の現状がどうなっているか、（※将来を見据え、15歳以下の入所児童の現状も必要に応じ併せて把握するのが望ましい）
- ② 特に令和5年度末までに20歳を超えることとなる者の移行調整状況がどうなっているか

について、事前に都道府県・政令市より管内の施設の状況を調査・把握（※）した上で、整理した結果を提示の上、関係者で課題認識を共有することが必要と考えられる。

※ 管内の状況把握のための調査については、標準的な調査項目を令和4年1月中を目途にお示しする予定。

※ 国としては、全国の状況の推移を定期的に把握するため、令和4年4月1日時点の調査以降、6ヶ月に1回程度、各都道府県・政令市に調査を実施予定であるが、各都道府県・政令市におかれては、必要な場合は適宜より頻回に調査・把握いただきたい。

（個別ケース会議の活用）

○ 管内の移行状況を確認した上で、移行調整が難しい（障害児入所施設のソーシャルワーカーと相談支援事業者を中心とした調整では、18歳頃までの移行が困難と予想される）と判断されたケースについては、「協議の場」の下に「個別ケース会議」をケース毎に召集し、当該ケースの関係者や協議会の一部構成員等で議論しながら、今後の方針と役割分担を決めて行くことが望まれる。

○ 「個別ケース会議」に当たっては、移行調整が難しい個別事例について、必要となる成人期への移行に向けた支援内容等を具体的に把握し、検討する。協議事項としては、以下のようなものが考えられる。

- ① 移行が難しい事例の状況把握や課題点の確認
- ② 必要な移行先条件や支援内容等の検討
- ③ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ④ 特別な事情により移行困難な場合の障害児入所施設への入所延長の判断
（i 経過的サービス費の支給を延長する場合（令和5年度末）、

ii 特別な事情により、18歳前後での移行が適切でないため22歳まで延長する場合（令和6年度～） 等

○ 個別ケース会議で議論されると想定される典型例

関係者の協議を行った方が円滑に進むと判断する事例であれば、幅広く取り扱うことが想定されるが、一例としては以下のようなケースが考えられる。

- ・ 行動特徴や医療的ケアの状況により受け入れ先がなかなか見つからない。
- ・ 希望地域に障害者支援施設の空き定員がなく、グループホームを中心に受入先を探す必要があるが、近隣には条件に合うものがなく、広域的に幅広く探す必要がある。
- ・ 状態像からみて、自らの都道府県内の既存のグループホームでの受入れが難しく、管内の障害福祉関係者に呼びかけて、新規のグループホームの開設等、地域資源の開発が必要である。
- ・ 経済的理由など、保護者自身にも課題があり、現在の障害児入所施設での入所継続に強い希望があることにより移行を拒否しているため、保護者の抱えている状況を解決しつつ、例えば、基幹相談支援センターや相談支援事業所などの障害児入所施設側以外の立場での相談援助・説明が必要である。
- ・ すでに年齢超過となっている移行支援対象者においては、児童相談所との関わりが希薄化していることが考えられるため、早期に基幹相談支援センターや相談支援事業所が介入するなど、障害児入所施設側以外の立場での相談援助・説明が必要である。等

（3）市町村との調整の支援

○ 個々の移行支援対象者について、移行先の候補の選定が進んでいった段階では、移行先（グループホーム等）の体験利用を進めていくことが想定される。

※ 「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」報告書を踏まえ、次期報酬改定（令和6年度予定）以降は、障害サービス等報酬改定により、障害児入所施設の支給決定主体である都道府県・政令市が、移行調整に必要となる相談支援・（移行先候補の）体験利用について、障害児入所施設における処遇の一環として、一元的・包括的に決定できる仕組み（相談支援事業所・体験利用事業所に対しては、障害児入所施設より委託費として必要経費を支払う仕組み）を検討する方向となっている。

○ しかしながら、令和5年度中までの間は、従来どおり、

① 相談については、

- i) 18歳未満の入所者は、障害児相談等の給付費の対象外であることから、障害児入所施設から、移行先の候補地に近い基幹相談支援センターへ支援を依頼するとともに、
- ii) 18歳以上の入所者については、成人サービスとしての給付決定主体である市町村（18歳前日の保護者の居住市町村）による給付決定を受けた上で、計画相談支援・地域移行支援の給付費を活用すること

② 移行先（グループホーム等）の体験利用については、（18歳未満の場合は障害者総合支援法附則に基づくいわゆる「者みなし」を行った上で）成人サービスとしての給付決定主体である市町村（18歳前日の保護者の居住市町村）による給付決定を受けた上で、体験利用を進めることとなる。

○ このように、令和5年度末までは、計画相談支援・地域移行支援（18歳以上の場合のみ）や、体験利用の給付決定は、市町村（保護者の居住市町村）に行ってもらう必要があるが、障害児入所施設や相談支援事業所による調整が円滑に行かない場合には、都道府県・政令市においてサポートをお願いしたい。

○ また、移行調整が進み、最終的な移行先（グループホーム等）に係る給付決定を行う際も、市町村（居住地特例により18歳前日の保護者の居住市町村）の給付決定を得ることが必要となるため、相談支援事業所より市町村への相談・調整が行われるが、円滑に行かない場合には、同様に都道府県においてサポートをお願いしたい。

○ その際、保護者が居住地を転々とし行方不明の場合など、18歳前日の保護者の居住地が不明である場合は、居住地特例上は、障害児入所施設の所在地（＝18歳前日の入所者の所在地）の市町村が給付決定主体となる（障害者総合支援法第19条第4項）。

このように、居住地特例により、障害児・保護者の居住地と給付決定主体との関係は複雑であることから、別紙1を参考に、給付決定主体となるべき市町村に対しては、都道府県が丁寧に居住地特例に係る制度説明や情報提供等をしていただきたい。

2. 管内の状況把握・課題整理・調整

（1）管内の状況把握調査

○ 都道府県・政令市におかれては、管内の移行調整の進捗状況の把握のため、追って、令和4年1月中を目途にお示しする調査項目に沿って、定期的に調査・把握した上で、「協議の場」に提示し、関係者で課題認識を共有することが必要である。

（2）移行支援計画の作成依頼・回収

○ 各障害児入所施設において、15歳以上に達した入所者については、（措置児童に関しては、児童相談所が定めた援助方針も踏まえ）、一人一人の状況に応じた丁寧・着実な移行調整を進めていくため、個人ごとの移行支援計画を作成し、本人・保護者等の意思やその時々状況を記録するとともに、定期的（少なくとも6ヶ月に1回以上）に見直しを行っていくこととしている。

- 都道府県・政令市においては、管内の移行状況の詳細を把握し、令和5年度末までの移行完了の見通しを立てていくためにも、各障害児入所施設の移行支援計画について、依頼・回収の上、定期的（6ヶ月に1回以上）に個別ケース毎の状況・課題を把握いただきたい。
- ※ 追って、令和4年1月中を目途に移行支援計画の基本フォーマットをお示しする。各障害児入所施設において、令和4年4月以降も入所が継続する15歳以上の者について、本人・保護者等との面談を行った上で、令和3年度中に初回の策定が行われるよう、促していただきたい。

3. 障害児入所施設の今後の方針の把握・調整

- 移行支援に際しては、本人の意思を最大限に尊重し、本人の状態像や保護者の状況等も踏まえつつ、まず家庭への復帰やグループホーム等の地域への移行を十分に検討する必要がある。こうした地域への移行が積極的に検討された上で、本人の意思や状態像等によっては障害者支援施設への移行となる場合も想定されるが、この問題の解決に向けては、18歳以上の入所者数を減らすこと自体が目的となるのではなく、まず、本人の意思を最大限に尊重し、本人に相応しい成人としての生活の場への移行調整を最優先に進めるべきである。
- しかし、18歳以上（いわゆる過齢児）の移行困難者が多数である障害児入所施設の場合は、限られた期間での対応策の1つとして、児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設する）や児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）を行うことも考えられる。
- 令和5年度末に向けては、令和5年度末までに20歳に達することとなる入所者がいる障害児入所施設について、児者併設・児者転換の留意点等も踏まえ、以下のいずれの対応を行うか、施設としての今後の方針を確認していく必要がある。
 - ① 18歳以上入所者の移行調整の継続（家庭復帰や地域のグループホーム等へ移行）
 - ② 児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）
 - ③ 児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）
 - ④ その他（グループホーム等を整備し18歳以上入所者を移行）
- 特に、上記②（児者転換）・③（児者併設）の場合には、地域から障害児入所施設の定員が失われることとなるため、現に障害児が多数入所している児童養護施設の状況も考慮しつつ、障害児入所施設としての受け皿が十分であるか、「協議の場」等において十二分に議論を行う必要がある点に留意が必要である。（下記「4. 次期障害福祉計画・障害児福祉計画への反映」も参照）

4. 次期障害福祉計画・障害児福祉計画への反映

- 令和6年度からの次期障害福祉計画・障害児福祉計画の開始に向け、令和5年度に、各都道府県・政令市において同計画の策定を議論いただくことになると想定される。
- グループホーム等の地域資源については、都道府県域全体で「総量」としては足りていても、強度行動障害や医療的ケアを有する者や重度障害者の受入基盤が不足している状況が多くの地域で見られる。
- 今後、国としても、次期障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に向けた策定指針等の検討に際し、サービス全体の「総量」とは別に、特に支援が行き届きにくいニーズをしっかりと見込み、整備が促されるようにする方向性を検討していくが、各都道府県・政令市におかれても、「協議の場」あるいは「個別ケース会議」を通じて顕在化した、地域で不足する資源（強度行動障害や医療的ケアを有する者の受け入れ基盤等）の必要性について、同計画の策定の議論の場へ適切に反映させていくことをしっかりと意識いただきたい。
- また、既に顕在化しているニーズだけでなく、計画期間内に移行調整の対象となる18歳未満の入所者の動向等も踏まえ、移行先となる地域資源（グループホーム等）の必要量を中長期的に把握・計画し、反映させていく必要がある。
- さらに、障害児入所施設が児者転換・児者併設を行った場合には、地域から障害児入所の定員が失われることとなるため、障害児入所施設としての移行先が十分に確保できているか、「協議の場」等において十二分に議論を行った上で、同計画へ適切に反映させていく必要がある点にも留意が必要である。

Ⅱ. 市町村

1. 「協議の場」への参画や必要な社会資源の把握等

- 市町村は、主として、障害児入所施設の入所者が、18歳以降に移行した先（グループホーム等）において、日中活動系サービス（就労継続支援等）をはじめとする各種地域資源を活用しつつ、できる限り地域で生活していけるよう、障害者総合支援法に基づく給付決定を行う立場となる観点から、本件に関わることとなる。
- 各都道府県・政令市において立ち上げた「協議の場」又は「個別ケース会議」への参画の要請があった場合は、積極的な参画をお願いしたい。
また、「個別ケース会議」等の対象とならない事例であっても、障害児入所施設や相談支援事業者から情報提供・相談があった場合は、早い段階から（できれば入所する段階から）積極的な関与をし、円滑な給付決定に至るよう協力をお願いしたい。
- 障害児入所施設からの移行者を受け入れようとする際に、必要な社会資源（強度行動障害や医療的ケアを有する者の受け入れ基盤等）に不足がある等の阻害要因がある場合は、基幹相談支援センター等の協力も得つつ、自市町村の（自立支援）協議会や、都道府県の「協議の場」等で問題提起等を行い、課題解決策を検討していただきたい。
- 特に、令和6年度からの次期障害福祉計画・障害児福祉計画の開始に向け、令和5年度に、各市町村においても同計画の策定を議論いただくことになると想定される。
協議会等を通じて顕在化した、地域で不足する資源（強度行動障害や医療的ケアを有する者の受け入れ基盤等）の必要性について、同計画の策定の議論の場へ適切に反映させていくことが必要である。

2. 管内の基幹相談支援センター・市町村相談支援事業者等に対する周知・協力依頼

- 管内の基幹相談支援センターや市町村相談支援事業を運営する相談支援事業者に対して、本通知を周知いただき、「協議の場」又は「個別ケース会議」への参画をはじめ、障害児入所施設からの円滑な移行調整に協力いただけるよう、特段の配慮をお願いする。

※ 「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」報告書を踏まえ、次期報酬改定（令和6年度予定）以降は、障害サービス等報酬改定により、障害児入所施設の支給決定主体である都道府県・政令市が、移行調整に必要となる相談支援・（移行先候補の）体験利用について、障害児入所施設における処遇の一環として、一元的・包括的に決定できる仕組み（相談支援事業所・体験利用事業所に対しては、障害児入所施設より委託費として必要経費を支払う仕組み）を検討する方向となっている。

○ しかしながら、令和5年度中までの間は、従来どおり、

① 相談については、

i) 18歳未満の入所者、措置延長中の入所者は、障害児相談等の給付費の対象外であることから、基幹相談支援センターへ支援を依頼するとともに、

ii) 18歳以上の入所者については、成人サービスとしての給付決定主体である市町村（18歳前日の保護者の居住市町村）による給付決定を受けた上で、計画相談支援・地域移行支援の給付費を活用すること

② 移行先（グループホーム等）の体験利用については、（18歳未満の場合は障害者総合支援法附則に基づくいわゆる「者みなし」を行った上で）、成人サービスとしての給付決定主体である市町村（18歳前日の保護者の居住市町村）による給付決定を受けた上で、体験利用を進める

こととなる。

○ 特に、18歳以上の入所者に対する相談支援の場合、移行支援に相当程度の期間がかかることが多く想定される。このため、当初は計画相談支援を活用し、移行先の選定がある程度進んできた後に地域移行支援（6ヶ月）に切り替えることが想定される。

移行支援に際しては、障害児入所施設を訪問しての面談を重ねることや、ショートステップの目標設定を行い、サービス等利用計画を短期間で見直してゆく等の手厚い対応が必要となる。このため、計画相談支援のモニタリング頻度については、標準期間よりも高い頻度でのモニタリングの実施を基本として検討をいただきたい。（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい例を示しており、「医療的ケア児」「強度行動障害児者」「被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）」等については特に留意してモニタリング頻度を検討することとしている。【令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2問38】）

3. 移行先決定後の給付決定等の対応

- 障害児入所施設からの移行先が決まり、相談支援事業所等より給付決定の相談・調整があった際には、相談支援事業所、都道府県・政令市、児童相談所、障害児入所施設等と緊密に連携をお願いしたい。
- なお、移行先が居住地特例対象施設である場合には、18歳前日の保護者の居住市町村が給付決定を行うこととなる。

また、保護者が居住地を転々とし行方不明の場合など、18歳前日の保護者の居住地が不明である場合は、居住地特例上は、障害児入所施設の所在地（＝18歳前日の入所者の所在地）の市町村が給付決定主体となる（障害者総合支援法第19条第4項）。

このように、居住地特例により、障害児・保護者の居住地と給付決定主体との関係は複雑であることから、別紙1を参考にしつつ、円滑な給付決定がなされるよう協力をお願いしたい。

4. その他（18歳以上入所者）への対応

- 障害児入所施設へ入所中に18歳以上となった（なっている）場合、令和5年度末までは、都道府県・政令市の「協議の場」で認められた者に対しては、引き続き経過的入所サービス費等の給付決定を行うこととなる。

Ⅲ. 児童相談所

1. 「協議の場」又は「個別ケース会議」等への参画・協力

- 各都道府県・政令市において立ち上げた「協議の場」又は「個別ケース会議」に関しては、積極的な参加をお願いしたい。
- 障害児入所施設の18歳以上の入所者（いわゆる過齢児）に関しては、支給決定権限は市町村に移行している状態であるが、過去措置児童であったケースに関して、関係機関から情報提供の依頼があった場合には、積極的に協力をお願いしたい。

2. 障害児入所施設における移行支援計画の作成支援

- 各障害児入所施設において、15歳以上に達した入所者については、（措置児童に関しては、児童相談所が作成する援助方針を踏まえ）、個人ごとの移行支援計画を作成することとしているため、児童相談所において作成した援助方針を障害児入所施設に情報提供し、障害児入所施設が移行支援計画を作成する際には、積極的に協力をお願いしたい。

IV. 障害児入所施設

はじめに

障害児入所施設は、できる限り良好な家庭的環境の中で、継続的で安定した愛着関係のもとで発達を支援し、育成する役割を有している。

現在、入所しているすべての障害のある児童・成人に対し、それぞれに相応しい環境を提供していくために、それらが達成されない状況はできる限り速やかに是正する必要がある。

移行を考えていく際には、現時点の暮らしの充実を疎かにすることなく、普段の暮らしの中で将来どのように社会に出ていくかを少しずつ考えながら、徐々に移行先や居所、日中活動を考えていくことが重要である。移行支援を行うにあたっては、現に入所している障害のある児童及び成人の権利が守られること、また、障害のある児童が成人になる際の移行先等に関する意思決定を支援し、その選択を最大限に尊重することが重要である。

更に本人の意思を最大限に尊重し、本人の状態像や保護者の状況等も踏まえつつ、まず家庭への復帰やグループホーム等の地域への移行を十分に検討する必要がある。地域への移行が積極的に検討された上で、本人の意思や状態像等により、障害者支援施設への移行となる場合も想定される。

令和5年度末に向けて、都道府県・政令市と連携しつつ、移行調整の取組みを加速させることが必要である。

最後に、移行に向けた支援は、その児童の人生を豊かにさせながら、大人になっていくことを支援するという観点を忘れてはならない。

各施設の施設長等リーダーは、上記の基本的な考え方を踏まえていただき、移行支援を推進して行く上でリーダーシップを発揮していただきたい。

1. 「協議の場」への参画

- 各都道府県・政令市において、障害児入所施設に入所する児童(及び障害者)が、円滑に成人期に相応しい環境へ移行できるよう、関係機関が連携・協力して調整等を行う場として、「協議の場」の設置を進めることとなっている。立ち上げた「協議の場」に積極的に参画いただきたい。
- 自施設の入所者の中で移行調整に困難が生じているケースについては、都道府県・政令市が設置した「協議の場」での検討を要請することが必要である。
 - ※ 18歳直前まで待つ必要はなく、移行調整に困難が予想されるケースほど、移行先の体験利用や調整、本人や保護者の意向の整理等に時間を要することを勘案し、早めに都道府県・政令市へ相談することが望ましい。

2. 本人に対する意思決定支援・保護者との面談等の流れ

- 入所児童の状況（精神状態の安定等）にも十分な注意を払いつつ、必要に応じ児童相談所と連携し、早い段階から、成人後の生活のイメージが持てるような情報提供を行っていくことが望ましい。
（例：成人して退所した元入所児童を招いて現在の生活状況を聴く機会を設ける、近隣のグループホーム等に入居する年齢の近い者を行事等に招いて交流する 等）
- おおむね 15 歳頃からは、少しずつ、居住の場（グループホーム等）と日中活動の場（就労系障害福祉サービス等）について、本人の状態像も踏まえながら、具体的な選択肢を情報提供しつつ、本人の成人後の希望する生活のイメージを話し合う等続け、児童発達支援管理責任者を中心に意思決定の支援を行っていく。
その際は、本人の意思を最大限に尊重し、本人の状態像や保護者の状況等も踏まえつつ、まず、家庭への復帰やグループホーム等の地域への移行を十分に検討する必要がある。医療的ケアを必要とする場合や行動上の課題がある場合であっても、生活介護等の日中サービスの事業所と連携しながら個々の利用者に応じた支援に先駆的に取り組むグループホーム等も徐々に各地に広がっていることも踏まえ、本人の利益を最優先に検討を進めることが望まれる。
- また、折りを見て保護者とも面談を重ね、できる限り本人の希望に沿った移行が行えるよう、支援する。
- 15 歳以上に達した入所者については、（措置児童に関しては、児童相談所が定めた援助方針も踏まえ）、一人一人の状況に応じた丁寧・着実な移行調整を進めていくため、個人ごとの移行支援計画を作成し、本人・保護者等の意思やその時々状況を記録するとともに、定期的（少なくとも6ヶ月に1回以上）に見直しを行っていく。
※ 移行支援計画のフォーマットについては、令和4年1月中を目途にお示しする予定。令和4年4月以降も入所が継続する15歳以上の者について、本人・保護者等との面談を行った上で、令和3年度中に初回の策定が行われるよう取り組んでいただきたい。
- 移行先の候補となる居住の場（グループホーム等）のイメージ・選定がある程度進んできたら、できる限り候補地に近い基幹相談支援センター（基幹相談支援センターがない場合は市町村相談事業等）に相談し、以下の考え方を参考に、中心的に相談支援を担う事業所に支援を依頼する。
 - i) 18歳未満の入所者、措置延長中の入所者は、障害児相談等の給付費の対象外であることから、基幹相談支援センター（基幹相談支援センターがない場合は市町村相談事業等）が中心的に相談支援を担うことを想定
 - ii) 18歳以上の入所者については、成人サービスとしての給付決定主体である市町村（18歳前日の保護者の居住市町村）による計画相談支援・地域移行支援の給付決定を受けた上で、計画相談支援事業所・地域移行支援事業所が中心的に相談支援を担うことを想定

- その後は、相談支援専門員とソーシャルワーカー・児童発達支援管理責任者（障害児入所施設）と連携しながら、移行先の候補となる居住の場（グループホーム等）・日中活動の場（就労系障害福祉サービス等）の体験利用を進めていく。

体験利用に際しては、現行制度では、市町村（居住地特例により18歳前日の保護者の居住市町村）に対し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付決定（例：グループホームの場合は体験利用に係る給付）を受ける必要（※）がある。市町村に対する給付決定の調整が円滑に進まない場合等は、都道府県・政令市に調整のサポートを相談いただきたい。

※ 「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」報告書を踏まえ、次期報酬改定（令和6年度予定）以降は、都道府県・政令市が移行調整に必要な相談支援や体験利用について、障害児入所施設における処遇の一貫として一元的・包括的に決定できる仕組みを検討する方向となっている。

3. 障害福祉サービス等の活用等

(1) ソーシャルワーカーの配置

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、移行支援を円滑に進めることができるよう、障害児入所施設へのソーシャルワーカーの配置が可能となっている。本人の意思を最大限に尊重した丁寧な移行調整を進めるために、是非活用いただきたい。
- 円滑な移行支援のためにソーシャルワーカーが果たすべき役割のポイントとして、以下のような点があげられる。
 - ① 「役割分担」と「期限」を明確にした進捗管理
関係機関との会議等では、情報共有だけではなく、「誰が」「いつまでに」「何をやるのか」について各関係機関の役割分担と期限を明確にし、進捗管理していくことが重要となる。
障害児入所施設のソーシャルワーカーは、本人に最も近い立場として、常に進捗状況を意識し、必要に応じ、都道府県・政令市や「協議の場」へ働きかけていくことが必要である。
 - ② 本人の状態像・必要な支援内容を明確にし、関係者へ伝える
相談支援事業所、移行先の候補事業所（体験利用先等）に対しては、本人の課題点だけではなく、強みや良い点も含め、明確・具体的に伝えることが必要である。特に本人がパニック等困難な状況になった場合は支援者はどう対応すればよいか明確・具体的に伝えることが重要である。
また、移行後に、障害児入所施設側が対応可能なアフターケア等（例：精神状態が不安定になった場合の短期入所を利用した一時的な里帰り等）を事前に伝達することも望まれ

る。

③ 移行先を想定した障害児入所施設内での環境設定等を行う

本人の成人後に希望する生活のイメージができてきた段階で、障害児入所施設内での日々の支援においても、移動、金銭管理、買い物等を含め、移行後の生活に円滑に馴染むことができるような環境設定等に努めていくことが望まれる。

(2) 成年後見等の活用について

- 本人の家庭状況によっては、未成年後見や成年後見の制度の活用をすることで本人の権利擁護につながる場合も想定される。その際には、未成年後見の場合は児童相談所へ、成年後見の場合は市町村に申し立ての準備をする必要も考えられる。

(3) 相談支援との連携について

- 移行先の候補となる居住の場（グループホーム等）のイメージ・選定がある程度進んできたら、できる限り、候補地に近い相談支援事業者（基幹相談支援センター等）に依頼し（※）、相談支援専門員と障害児入所施設のソーシャルワーカー・児童発達支援管理責任者とで連携しながら、移行先の候補となる居住の場（グループホーム等）・日中活動の場（就労系障害福祉サービス等）の体験利用を進めていくことが必要である。

※ 「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」報告書を踏まえ、次期報酬改定（令和6年度）以降は、障害児入所施設から移行先での定着までを一貫して支援できるよう、障害児入所施設の入所中から相談支援の給付を可能とする仕組みを検討する方向。それまでの間は、18歳未満の場合は障害者総合支援法に基づく相談支援給付費の対象ではないため、基幹相談支援センター等に基本相談として対応を依頼する必要がある。

- なお、本人が既に18歳以上である場合で、計画相談支援が入っていない場合は、本人が希望する場合を除き、計画相談支援を活用することを基本としていただきたい。また、移行先の候補地が障害児入所施設の遠方である場合、移行先の候補地の選定がある程度進んできた段階以降、適切な時点で、移行先の候補地に近い計画相談支援の事業所へ移管し、移行先での定着までを継続して支援できる体制としていく必要がある。
- また、18歳以上である場合は、障害児入所施設の入所中から「地域移行支援」を利用することが可能である。相談支援事業者と相談し、入所者に利用の勧奨を行うなどして活用いただきたい。

- 居住の場（グループホーム等）・日中活動の場（就労系障害福祉サービス等）の体験利用の調整や、移行に向けたサービス等利用計画案の作成、市町村（居住地特例により18歳前日の保護者の居住市町村）への給付決定の申請等については、移行先の候補地に近い相談支援事業者（基幹相談支援センター・地域移行支援事業者等）に中心となって進めてもらうこととなる。
- 障害児入所施設のソーシャルワーカー等は、相談支援事業者と随時連携し、進捗把握と本人へ情報提供等の支援に努めていくことが必要である。その際は、円滑な移行調整のみならず、現時点の暮らし（愛着関係の形成や通学の確保等）の充実が疎かになることのないよう、十分に留意する。
- また、本人の移行後も、生活が十分に安定するまでの間、定期的に（特に移行後まもなくは頻繁に）本人の状況を確認し、精神面のケアを行うとともに、移行先である居住の場（グループホーム等）・日中活動の場（就労系障害福祉サービス等）に対して、障害児入所施設での本人支援の経験からの必要な情報提供・助言等を行うなど、丁寧なフォローアップを行っていただきたい。

4. 現入所者への対応・施設の在り方の検討について

- 18歳以上の入所者で障害者総合支援法に基づく経過的サービス費により対応している施設においては、現時点においても、できる限り児童と成人の動線を分ける等、両者に相応しい環境に近づけることが望まれ、以下のような取り組みを進めていただきたい。
 - ・ 児童と成人の生活の切り分け（スケジュールや生活空間等）を可能な限り進める
 - ・ 遊びや余暇、食事等について、年齢に応じた趣向・量等の配慮を行う
 - ・ グループで構築する取り組みは、児童と成人の取り組みを分けて考える 等
- その上で、経過的サービス費については、令和4年度以降、移行完了に向けた準備期間として、都道府県・政令市（「協議の場」等）の判断を経た上で、令和5年度末まで支給が可能となる。

5. 施設の今後の方向性の決定について

- 移行支援に際しては、本人の意思を最大限に尊重し、本人の状態像や保護者の状況等も踏まえつつ、まず家庭への復帰やグループホーム等の地域への移行を十分に検討する必要がある。こうした地域への移行が積極的に検討された上で、本人の意思や状態像等によっては障害者支援施設への移行となる場合も想定されるが、この問題の解決に向けては、18歳以上の入所者数を減らすこと自体が目的ではなく、まず、本人の意思を最大限に尊重し、本人に相応しい成人としての生活の場への移行調整を最優先に進めるべきである。

- しかしながら、18歳以上（いわゆる過齡児）の移行困難者が多数である障害児入所施設の場合は、限られた期間での対応策の1つとして、児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設する）や児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）を行うことも考えられる。
- 令和5年度末に向けては、下記に記載した児者併設・児者転換の留意点等も踏まえ、以下のいずれの対応を行うか、施設としての今後の方向性の決定を行う必要がある。
 - ① 18歳以上入所者の移行調整の継続（家庭復帰や地域のグループホーム等へ移行）
 - ② 児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）
 - ③ 児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）
 - ④ その他（グループホーム等を整備し18歳以上入所者を移行）
- ただし、児者併設・児者転換を検討するに際しては、以下の点に留意する必要がある、どのような形で改修・整備等を図るのか、都道府県等の「協議の場」において議論することが望まれる。
 - ① 併設の場合の障害児入所施設側に入所する障害児、また、転換・併設した障害者支援施設へ移行する障害者それぞれに対するあるべき支援・ケアを考慮した上で検討する必要があること。
 - ② 平成24年度以前より存していた障害児入所施設の場合、改修等の困難性等を踏まえ、当該施設の改修（増築含む）までの間は、障害者支援施設の施設基準に達しなくても、障害児入所施設相当の施設基準で足りるとする経過措置が置かれているが、本来的には、成人期には成人に相応しい環境を確保すべきであり、できる限りの環境改善（既存居室の利用人数を減らして1人当たり居室面積を確保する等）に努めるべきであること。
 - ③ ②の場合であっても、人員基準については、障害者支援施設の人員基準を満たす必要があること。
 - ④ 児者併設の場合は、同一施設内で、できる限り動線を分ける等の措置を講じるとともに、共用せざるを得ない施設設備（食堂等）については利用時間帯を分ける工夫を行うなど、それぞれに相応しい支援が確保されるような工夫を行うことが必要であること。
 - ⑤ 児者併設の場合で、併設後の障害児入所施設の定員が少なくなる場合は、障害児入所施設としての運営の安定性を慎重に検討する必要があること。また、児者転換・児者併設により、地域から障害児入所施設の定員が失われることとなる場合は、現に障害児が多数入所している児童養護施設の状況も考慮する必要がある。
- 以上のことから、地域の実情を勘案した方針を立てることが望まれることから、都道府県・政令市とよく相談の上、「協議の場」で議論を行うことが望ましい。

V. 基幹相談支援等地域の中核となる相談支援事業所/相談支援事業所

1. 障害児入所施設に入所する児童及び障害者に係る地域の相談支援事業所の役割

- 障害のある児童への相談支援については、成人期以降のライフステージを見据えて提供されることが重要である。これは、障害児相談支援の関与の仕組みがない障害児入所施設に入所した場合においても本質的に同様である。

障害児入所施設からの移行においても、移行しようとする児者は、成年後見等の権利擁護等の支援や、移行先での障害福祉サービス等の利用に関する支援や、家族との調整、家族を含めた家庭全体の支援を必要とする場合もあり、基幹相談支援センターや市町村相談支援事業（以下「基幹相談支援センター等」という）、計画相談支援の果たす役割は重要である。

- 個々の障害児入所施設の入所者の移行支援に際しては、まず、障害児入所施設において、本人の意思決定支援を行いながら移行先の候補となる居住の場（グループホーム等）のイメージ形成・選定を進めていく。

その後、選定がある程度進んできたら、できる限り候補地に近い基幹相談支援センター（基幹相談支援センターがない場合は市町村相談事業等）に対し、障害児入所施設から相談し、以下の考え方を参考に、中心的に相談支援を担う事業所を決めていくことを想定している。

- i) 18歳未満の入所児童及び措置延長中の入所者は、障害児相談等の給付費の対象外であることから、基幹相談支援センター（基幹相談支援センターがない場合は市町村相談事業等）が中心的に相談支援を担うことを想定
- ii) 18歳以上の入所者については、成人サービスとしての給付決定主体である市町村（18歳前日の保護者の居住市町村）による計画相談支援・地域移行支援の給付決定を受けた上で、計画相談支援事業所・地域移行支援事業所が中心的に相談支援を担うことを想定
また、基幹相談支援センター等が相談支援事業所に対し、専門的指導・助言を行うことも想定。

（※ 18歳以上の者の場合、経過的サービス費を活用して障害児入所施設の利用するにあってもサービス等利用計画は必要であり、入所中から計画相談支援を利用することが原則であるほか、障害児入所施設からの移行に際しては、地域移行支援の利用も可能である。）

- その後は、相談支援専門員と障害児入所施設のソーシャルワーカー・児童発達支援管理責任者と連携しながら、移行先の候補となる居住の場（グループホーム等）・日中活動の場（就労系障害福祉サービス等）の体験利用を進めていくこととなる。

※ 「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」報告書を踏まえ、次期報酬改定（令和6年度予定）以降は、障害児入所施設から移行先での定着まで、一貫した相談支援を提供できるよう、障害児入所施設の入所中から相談支援の給付を可能とする仕組みを検討する方向となっている。

- 障害児入所施設のソーシャルワーカー等より、基幹相談支援センター等に対し入所児童等の移行調整等についての相談があった場合、市町村等と相談・連携しつつ、（自立支援）協議会や相談支援事業所の連絡会議等の場を活用するなどし、障害児入所施設からの地域移行における地域の中での役割分担を障害児入所施設のソーシャルワーカーと相互に連携しながら、積極的に果たしていくようお願いしたい。

- また、障害児入所施設に入所している児者の地域移行を困難にしている要因には、障害児者の地域における生活の継続を阻害する要因と共通の地域課題がある（例：医療的ケアや行動障害への対応が可能な居住の場・日中活動の場の確保等）。
潜在的な支援ニーズを含めたニーズ把握に努め、必要な地域資源を確保できるよう、市町村もしくは都道府県と連携し、（自立支援）協議会や「協議の場」で検討する等により、地域課題の具体的な解決策に向けた積極的な提案をお願いしたい。
特に、令和6年度からの次期障害福祉計画・障害児福祉計画の開始に向け、令和5年度に、各都道府県・政令市において同計画の策定を議論いただくことになると想定される。
これに向け、「協議の場」あるいは「個別ケース会議」を通じて顕在化した、地域で不足する資源（強度行動障害や医療的ケアを有する者の受け入れ基盤等）の必要性については、同計画の策定の議論の場へ適切に反映されるよう、積極的な提案をお願いしたい。

- 以下に障害児入所施設に入所する児者の施設からの移行に際しての基幹相談支援センター等に望まれる役割について具体的にお示しする。

2. 「協議の場」への参画

- 各都道府県・政令市において、障害児入所施設に入所する児童（及び障害者）が、円滑に成人期に相応しい環境へ移行できるよう、関係機関が連携・協力して調整等を行う場として、「協議の場」の設置を進めることとなっている。

- 基幹相談支援等地域の中核となる相談支援事業所/相談支援事業所は、各都道府県・政令市からの求めに応じ、「協議の場」に構成員として積極的に参画することをお願いしたい。

- また、「協議の場」における移行困難事例に関する「個別ケース会議」への参加を求められた際には、積極的な参加とともに移行先となる居住の場（グループホーム等）・日中活動の場（就労系障害福祉サービス等）の選定に対する助言・調整等をお願いしたい。

3. ケース会議等への参画

- 「協議の場」の下で行われる移行調整が難しい事例に関する「個別ケース会議」以外にも、障害児入所施設等が主催するケース会議等へ、主催者の求めがあった場合には積極的な参加をお願いしたい。

4. 移行先の決定に向けた対応

- 移行先の決定過程においては、意思決定支援が重要であり、利用者の意思を形成する段階においては、新たな居住の場（グループホーム等）・日中活動の場（就労系サービス等）を実際に体験するなどし、移行後のイメージの形成を支援する取組が不可欠である。
その際には、新たな居住の場・日中活動の場に関する情報提供や関係者等へのつなぎ、体験利用の申請支援、利用調整等が必要となる。
障害児入所施設に入所している18歳以上の者については、上記の取組を特定相談支援事業者が障害児入所施設や基幹相談支援センター等と協力して行うこととなる（本通知における取組へ計画相談支援が関与した際の報酬算定に係る留意事項は別紙3を参照）。
18歳未満の児童については、当面の間、障害児入所施設が中心となって行う上記の取組への協力を基幹相談支援センター等をお願いしたい。
- 移行自体に関して養護者による拒否感が強い場合は、「協議の場」における個別のケース会議を要請し、ソーシャルワーカー・児童発達支援管理責任者、計画相談支援事業所、保護者の居住地域の市町村等が一堂に介して養護者（家族）を含めた総合的な支援の方針等を議論して役割分担を明確にすることが重要である。（例えば、入所者への意思決定支援は施設の児童発達支援管理責任者が行い、保護者の意向に対しては、相談支援事業所が寄り添いながら話しを進めて行く等）
- 18歳以上の者については、経過的サービス費を活用して障害児入所施設を利用するにあたり、サービス等利用計画が必要である。サービス等利用計画案は、本人が希望する場合を除き、計画相談支援事業者の作成するサービス等利用計画案であることを基本とすること（身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合等の相談支援体制の整備状況によりいわゆる「セルフプラン」となることは望ましくない）。
- 移行の取組を行うにあたっては、障害児入所施設を訪問して面談を重ねることや、ショートステップの目標設定を行い、サービス等利用計画を短期間で見直す等の対応が必要となる。
このため、計画相談支援においては、従来のモニタリング頻度が適切であるかについて検討し、必要に応じて、標準期間よりも高い頻度でのモニタリングの実施を検討すること。（※令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期

間で設定することが望ましい例を示しており、「医療的ケア児」「強度行動障害児者」「被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）」等については特に留意してモニタリング頻度を検討することとしている。【令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2問 38】)

- 当初、障害児入所施設の近隣にある計画相談支援事業所として関わっている場合には、移行先の候補地が遠方である場合には、移行先への定着支援までの継続性を見据え、移行先の候補地に近い計画相談支援事業所へ変更する必要性が生じることも念頭に置き、適切なタイミングで移管をお願いしたい。
- 移行先を具体的に決定していく段階においては、居住の場（グループホーム等）・日中活動の場（就労系障害福祉サービス等）の利用の調整や、市町村（居住地特例により18歳前日の保護者の居住市町村）への給付決定の申請の勧奨等について、相談支援事業所が中心となって支援を進めることとなる。
なお、児者の如何を問わず、障害福祉サービス等又は地域相談支援の支給申請後においては、サービス等利用計画案の作成を含め、特定相談支援事業者が中心となって、移行に向けたサービス等利用調整（体験利用を含む）や進捗管理を障害児入所施設と連携して行うこととなる。
- また、障害児入所施設の18歳以上の入所者については地域移行支援の利用が可能である。（移行の対象者は、医療的ケアや行動障害等により環境調整等に課題のある者も多く含まれるため、既存の地域相談支援事業所の他にもこれらの対象者の支援に長じた事業者においては、地域相談支援の指定の取得を是非検討していただきたい。）
- 移行先の決定に向けて具体的に動く際には、障害児入所施設、都道府県・政令市、（措置の場合は）児童相談所、移行後の給付決定市町村（居住地特例により18歳前日の保護者の居住市町村）等と緊密な連携をお願いしたい。

5. 移行完了（地域等での生活開始）後の対応

- 相談支援事業所は、移行後の生活が落ち着くまでの間、障害福祉サービスの利用状況等をモニタリングした際に、障害児入所施設や児童相談所等と定期的に情報共有する等、円滑な定着に向けた連携をお願いする。
- また、基幹相談支援センター等の地域の中核となる事業所に対しては、移行先の事業所において、本人の環境調整や支援者のスキルの向上等のコンサルテーションが必要な場合、適切な専門機関への依頼・調整を行う等、受入事業所等の後方支援をお願いしたい。

Step1 : 障害児入所施設への入所時点 (責任主体: 都道府県・政令市)

○ 都道府県(政令市)が入所決定(保護者の居住地の都道府県(政令市)において給付決定or措置決定)

Step2 : 一定年齢からの移行準備・調整 (責任主体: 都道府県・政令市)

		都道府県・政令市	市町村 (移行後の支給決定主体)	児童相談所	障害児入所施設	相談支援事業所	障害者支援施設・GH等	特別支援学校等	本人・保護者
1	施設職員(SW等)が本人と保護者に面談・調整し、移行先(GH等)の候補の仮決定 体験利用等の結果、移行先(GH等)が変更の場合は再試行	① 管内の移行対象者(15歳以上)を把握し、障害児入所施設(SW等)の調整状況を適宜把握	③ 都道府県等と連携をしながら、ケース会議等へ参画	② 措置の場合は、障害児入所施設職員(SW等)と連携して面談・調整	② 職員(SW等)が本人の意思決定支援を行いつつ、保護者とも面談し、移行先(GH等)の候補を選定	③ ケース会議等へ参画		③ ケース会議等へ参画	② 施設職員(SW等)をはじめとする関係者と移行に向けた面談
2	移行先(GH等)の候補地に近い相談支援事業所と施設職員(SW等)と連携し、移行先の(GH等)の体験利用を進める。	② 障害児入所施設からの要請を受け、地域移行支援・体験利用の措置・給付決定		① 措置の場合は、障害児入所施設等と連携	① 移行先(GH等)に近い相談支援事業所(基幹相談支援センター等)へ移行に係る相談(体験利用調整等)を依頼するため、都道府県へ措置・給付決定を要請	③ 体験利用の具体的調整等	④ 体験利用の受け入れを行う		④ 体験利用の実施
3	移行調整過程で困難が生じた場合は、都道府県等の協議の場で検討・調整	① 調整状況により協議会を開催	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画	① 調整状況により協議会開催を都道府県に依頼	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画
4	移行先(GH等)・移行時期を決定する	② 移行先(GH等)が絞られてきた段階で、相談支援事業所を通じ、市町村(移行後の支給決定主体)へ相談	③ 相談支援事業所からの相談を受け、具体的調整を開始	① 措置の場合は、障害児入所施設等と連携	① 本人・保護者へ意思確認を行う	② 都道府県の要請を受け、市町村(移行後の支給決定主体)に具体的調整を開始	① 障害児入所施設(SW等)のからの受入開始時期等の相談に応じる	① 障害児入所施設(SW等)からの移行時期等の相談に応じる	① 移行先・移行時期を決定

(注)「GH」=グループホーム、「SW」=ソーシャルワーカー

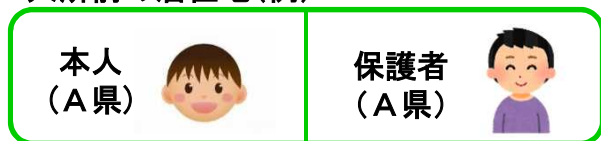
※「Step3」の1は、「Step2」の4と同時並行的に行われるものと想定

Step3 : 移行先に係る具体的な利用調整・支給決定(責任主体:市町村)									
		都道府県	市町村 (移行後の支給決定主体)	児童相談所	障害児入所施設	相談支援事業所	障害者支援施設・GH等	特別支援学校等	本人・保護者
1	相談支援事業所が移行先(GH等)における具体的な支援の調整、サービス等利用計画案の作成			① 措置の場合は相談支援事業所と連携	① 相談支援事業所と連携	① 本人・保護者と面談し、サービス等利用計画案の作成を行う			① 相談支援等と面談をし、今後利用する障害福祉サービスを決めて行く
2	支給決定の申請を市町村に行い、支給決定を行う		② 障害福祉サービスの支給決定			① 市町村へ支給決定の申請(本人の代行)			① 市町村へ支給決定の申請(本人の代行)
3	入所時から継続して関わってきた相談支援事業所が、その後の地域定着を支援する	② 相談支援事業所等から、適宜定着状況の報告を受ける	① 障害福祉サービスの支給等	② 適宜、相談支援事業所と連携	② 適宜、相談支援事業所と連携	②障害福祉サービスの利用状況をモニタリングし、障害児入所施設等と連携しつつ、定着まで伴走	① 本人と契約し、施設障害福祉サービス計画等を作成し、支援を開始 (※やむを得ない措置の場合は措置委託を受ける)		① 障害福祉サービスの契約を結び、利用を開始

障害児入所施設への入所(契約)における障害児・保護者の居住地と給付決定主体の関係

- 支給決定主体は、保護者の居住地の都道府県

入所前の居住地(例)



- ・ 給付決定
 - ・ 給付費負担
- A県**

- 入所後、保護者が転居(B県)した場合も、保護者の居住地(転居先)の都道府県が支給決定を引き継ぐ

入所前の居住地(例)



保護者がB県へ転居(例)

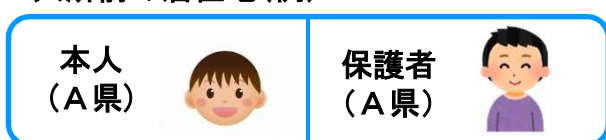


- ・ 給付決定
 - ・ 給付費負担
- B県**

障害児入所施設への入所(措置)における障害児・保護者の居住地と措置決定主体の関係

- 基本は、保護者の居住地の都道府県

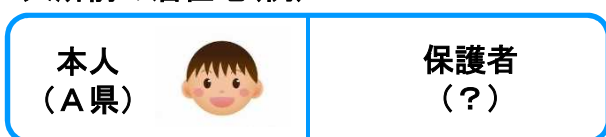
入所前の居住地(例)



- ・ 措置決定
 - ・ 措置費負担
- A県**

- 保護者の居住地が不明な場合、その子どもの現在地の都道府県

入所前の居住地(例)



- ・ 措置決定
 - ・ 措置費負担
- A県**

- 入所後、保護者が転居した場合は、児童相談所(A県・B県)が協議して、措置決定主体を維持又は変更

入所前の居住地(例)



保護者がB県へ転居



- 子どもの福祉及び児童相談所利用の利便等の事情を考慮し、関係児童相談所と協議の上、事例を管轄する児童相談所を決定する。

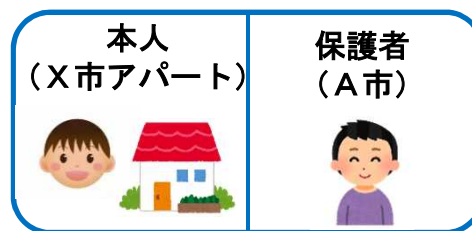
移行先(18歳以降)における障害児入所施設所在地と支給決定主体の関係

- 移行先が**アパート等の一般住居**である場合は、**移行先の市町村**が支給決定主体。(例：パターン①)。
- 移行先が**GH又は障害者支援施設**である場合は、「**18歳前日の保護者の居住地**」の市町村が支給決定主体。(例：パターン②～⑤)

【パターン①：移行先(X市)がアパート等の一般住居である場合】

入所中から18歳前日

X市で一人暮らししながら障害サービスを利用

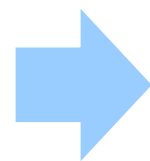


- ・ 支給決定
 - ・ 給付費負担
- X市**

【パターン②：移行先(A市)と18歳前日の保護者の居住地(A市)が同じ場合】

入所中から18歳前日

A市のGHへ移行



- ・ 支給決定
 - ・ 給付費負担
- A市**

【パターン③：移行先(X市)と18歳前日の保護者の居住地(B市)が違う場合】

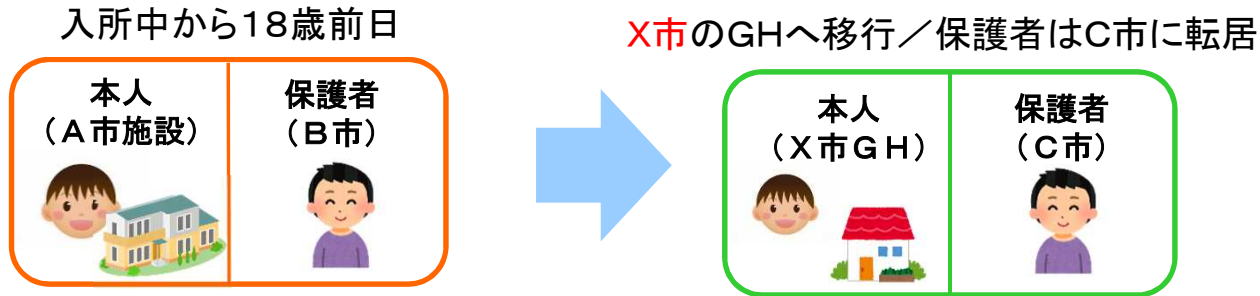
入所中から18歳前日

X市のGHへ移行



- ・ 支給決定
 - ・ 給付費負担
- B市**

【パターン④：障害児入所施設（A市）と18歳前日の保護者の居住地（B市）が違い、更に保護者が、その後転居（C市）し、本人はX市へ移行する場合】

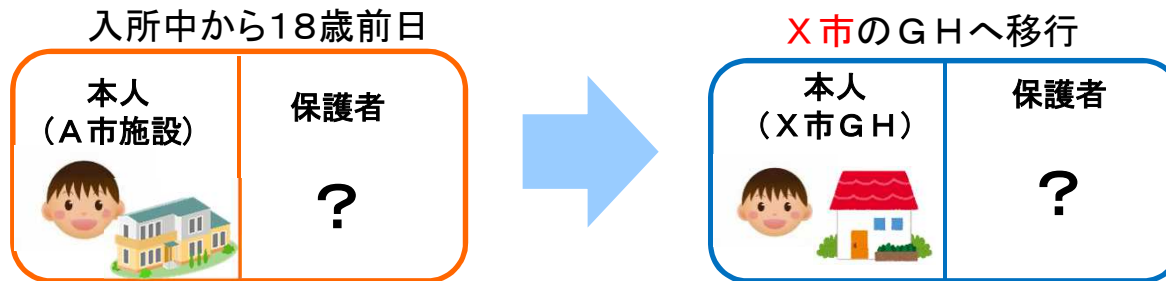


・支給決定
・給付費負担

B市

※B市には、保護者・本人ともに居住せず、移行先(X市)とも異なるが、居住地特例により、支給決定主体となる。

【パターン⑤：18歳前日の保護者の居住地が不明な場合】



・支給決定
・給付費負担

A市

※ 18歳前日の保護者の居住地が不明な場合は、18歳前日の本人の居住地(=障害児入所施設)の市町村が支給決定権者となる

【目的】

障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、移行調整が難しい個別ケースに対して、都道府県の呼びかけのもとで各関係機関が連携・協力して調整を行うとともに、移行先として必要な地域資源の整備等の必要事項を協議する。

(※既存の自立支援協議会の活用も想定)

協議の場における検討内容

①管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理

管内(都道府県が措置・給付決定を行っている障害児入所施設)の移行対象者を把握し、関係者間の情報共有や進捗管理を行う。

②広域調整

関係団体の協力も得て、地域資源(グループホーム等)の定員状況等を共有し、円滑な移行につなげる。

③個別ケース会議

移行調整が難しい事例について、課題把握や調整等を行う。(⇒以下参照)

④地域資源開発

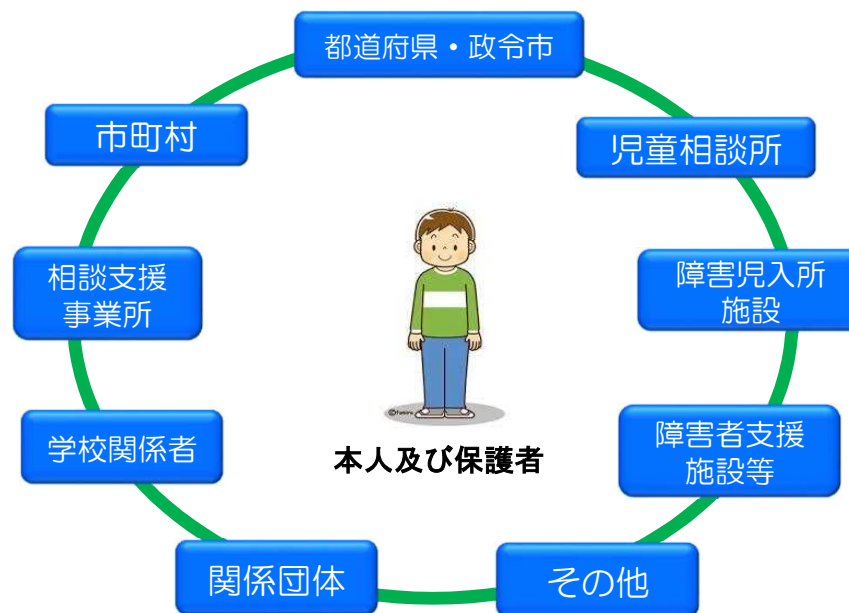
個別ケースを通じて、移行先として必要な地域資源について中長期的な見通しをもって議論し、障害者福祉計画等へ反映させていく。

個別ケース会議の検討内容

○ 移行調整が難しい個別事例について、具体的な成人期への移行に向けた支援内容等を把握し、検討する。協議事項としては、次のようなものが考えられる。

- ① 移行が難しい事例の状況把握や課題点の確認
- ② 必要な移行先条件や支援内容等の検討
- ③ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ④ 特別な事情により移行困難な場合の入所延長(22歳まで)の判断

関係者イメージ



※個別ケース会議の際には、個々のケースに応じて必要な関係者を参集する。

本通知における取組へ計画相談支援が関与した際の報酬算定に係る留意事項

(計画相談支援事業所が関与を開始する時期について)

移行にあたっては本人が移行後の生活のイメージを見通しをもつため、入所施設と相談支援事業者が協働して本人への移行支援に取り組むことが重要である。そのため、経過的施設入所支援の利用申請段階など、可能な限り早期から、計画相談事業所の積極的関与をお願いしたい。

その際、要件を満たす場合には初回加算を算定することが可能であるが、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、以下の通り初回加算の回数を重ねて算定することが可能となるよう加算を拡充したところであり、これらを活用し、より早期から本人との関わりを開始し、信頼関係の醸成や的確なアセスメント、サービス等利用計画案の作成等に努めていただきたい。

<初回加算の拡充部分>

- ① サービス等利用計画案交付まで3ヶ月以上を要した場合であって、
- ② 契約日から3ヶ月を超えた日以降、月2回以上訪問による面接を行った場合に、3回分を限度として重ねて算定することを可能としたところである。

(利用者の支援について検討する場への参加について)

計画相談支援(18歳以上)においては、相談支援専門員が契約中の利用者に係る「個別ケース会議」や「ケース会議」へ参加するに際し、要件を満たす場合には、集中支援加算(会議参加)又は継続サービス利用支援費の算定が可能である。

また、継続サービス利用支援費を算定する場合において、個別ケース会議がサービス担当者会議実施加算の要件を満たす場合は、当該加算の算定が可能である。

なお、予定されたモニタリング月以外にモニタリングを実施し、継続サービス利用支援費の算定をしようとする時は、支給決定市町村と事前に協議を行い、モニタリング頻度の変更を行うこと。

障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議

報告書

令和3年8月12日

1. はじめに

障害児入所施設は、障害のある児童に対し、できる限り良好な家庭的環境の中で、継続的で安定した愛着関係のもとで発達を支援し、育成する役割を有している。

一方、障害のある児童も、成長した後には、一人の大人として個を尊重され、日中活動の場の確保等を含め、成人に相応しい環境の中で過ごすことができることが求められる。

こうした中、平成22年の児童福祉法の改正（平成24年施行）においては、18歳以上の障害者については、成人としてのより適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされた。

この際、現に障害児施設に入所している18歳以上の者が退所させられることがないように平成30年3月末までの間、障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすみなし規定を設け、経過的に入所を継続できることとしてきた。

その後、都道府県及び市町村が連携を図り、移行を促進することとしてきたものの、特に都市部において、強度行動障害者等の障害福祉サービスの支援の提供の場の不足している状況等があることから、みなしの期限を3年間延長し、令和3年3月31日とした経過がある。

一方、令和2年2月に取りまとめられた「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書においては、18歳以上の入所者に対し、成人に相応しいサービスの機会が確保されるべきであること、また、入所施設の中に児童と大人が混在することにより、年齢に合った児童集団の形成が困難であり、年齢に合わせたきめ細かい支援体制の確保ができないなど、障害児入所施設としての支援の質の低下のおそれが指摘された上で、みなし規定の期限（令和3年3月31日）について、「これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべき」と提言された。

しかしながら、令和3年3月31日までの間、都道府県及び市町村において、地域又は成人施設への移行の最大限の努力を継続することとしながらもなお、同日までに移行が困難な者が想定された（令和2年7月時点の未移行者446人）ため、現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られることのないように、改めて令和3年度末まで、特例的に「経過施設入所支援サービス費」及び「経過的生活介護サービス費」の支給を延長する法令改正を行ってきた経過がある。

また、医療型障害児入所施設においては、障害児入所支援と療養介護を一貫してサービス提供する仕組みが恒久化されている¹ことから、重症心身障害児を中心に施設を移動することなく入所児童が18歳になると療養介護に移行するケースが多い。同報告書においては、「児者一貫により将来を見据えた支援が可能であり入所児童の安心した暮らしの保障にもつながる。一方で一人一人により適切な支援を行う観点から、こうした移行が自動的に行われることなく、移行に当たっては改めて必要なアセスメントが行われることが必要である。このため、療養介護への移行に当たり、家族や地域、自治体、教育機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関など関係者・関係機関が連携して対象となる児童のアセスメントやその後の適切な支援の在り方について協議が行われるようにしなければならない。」と提言された。

こうした状況を踏まえ、移行が困難な者の移行先調整や、今後とも毎年18歳に達する障害者の移行調整の枠組み、移行先整備の有効な方策等を整理し、円滑な移行を進めていくことができるよう検討を行うため、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を立ち上げ、令和3年1月から令和3年7月にかけて6回の議論を重ね、本報告書の取りまとめに至ったところである。

2. 基本的な考え方

「1. はじめに」に記したように、障害児入所施設は、家庭において養育されることが困難な児童に対し、家庭復帰まであるいは成人に至るまでの間、できる限り良好な家庭的環境の中で、継続的で安定した愛着関係のもとで発達を支援し、育成する役割を有している。

また、障害のある児童が成長した後は、一人の大人として個を尊重され、日中活動の場の確保等を含め、成人に相応しい環境の中で過ごすことができることが求められる。

現在、障害児入所施設に入所しているすべての障害のある児童・大人に対し、それぞれに相応しい環境を提供していくために、それらが達成されない状況はできる限り速やかに是正する必要がある。

一方、現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られるようなことはあってはならない。

これまでの間、障害児入所施設に入所した児童が成長し、成人になるに際しての移行支援

¹ 医療型障害児入所施設：平成26年「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書において、「障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できる事業所指定の特例措置を恒久的な制度にする必要がある」とされたことから、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関については、入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを前提に、医療型障害児入所施設等と療養介護の両方の指定を同時に受けることにより、18歳到達後は同施設の療養介護へ移行することが可能となった。

については、制度上も関係者の役割が必ずしも明確でないために、障害児入所施設の自助努力に頼ってきた面が否めない。

今後は、本報告書で整理したとおり、都道府県等のもとで、移行後の支給決定主体となる市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所、障害者支援施設やグループホーム等の成人サービス関係者、特別支援学校がそれぞれの役割を果たしながら連携し、本人の意思決定を支援するとともに、保護者の意向とも調和を図り、18歳（又は20歳、場合によっては22歳）までの円滑な移行、また、既に成人となっている者の移行を速やかに図っていく必要がある。

また、移行支援を行うにあたっては、現に入所している障害のある児童また成人の権利が守られること、また、障害のある児童が成人になる際の意思決定を支援し、その選択を最大限に尊重することが重要である。

入所後の早い段階から移行について考えていくことは重要であるが、まずは、現時点の暮らし（愛着関係の形成や通学の確保等）を充実させることが疎かになってはならず、現時点の暮らしを通じて将来どのように社会に出ていくかを少しずつ考えながら、徐々に移行先や居所、日中活動を考えていくことが重要である。移行に向けた支援は、その児童の人生を豊かにさせながら、大人になっていくことを支援するという観点を忘れてはならない。

3. 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて

（1）移行調整の責任主体

障害児入所施設は、措置による入所も多く、契約による入所であっても保護者が養育上の困難を抱えているケース等も多い。

こうした点も踏まえれば、まず、障害児入所施設において、すべての入所児童を対象に、一定年齢に達したら18歳を迎える時点に向けた移行支援を開始した上で、スムーズな移行が難しいケースは、都道府県等（都道府県及び政令市）が移行調整の責任主体となり、退所後の給付決定主体となる市町村等の関係者と連携しながら移行調整を進める必要がある。

都道府県等及び市町村等の関係者の役割分担の検討を進めるに際しては、以下の点を考慮しながら議論を進めてきた。

<都道府県・政令市の特徴>

- ・ 移行先となりうる地域資源を広域で把握することが可能。
- ・ 成人施設（障害者支援施設やグループホーム等）の指定権限や、施設整備費の配分等の権限も同時に有しており、不足する地域資源の開拓を行いやすい。
- ・ 障害児入所施設への入所措置や給付決定自体の実施主体であり、管内の児童相談所等を通じて、措置や契約で入所した入所経緯や入所中の児童の状況・保護者の状

況等を把握しうる立場にある。

＜市町村の特徴＞

- ・ 移行先となりうる地域資源の把握や、不足する地域資源の開拓は、狭い圏域に限られる。また、障害児入所施設への入所措置や給付決定の実施主体ではなく、入所経緯や入所中の児童の状況・保護者の状況の把握が難しい。
- ・ 一方、成人施設（障害者支援施設やグループホーム等）への移行の際は、移行後の成人施設の給付決定を行う立場（※）となる。

※1）居住地特例により、18歳になる前日の保護者の居住地市町村が給付決定主体となる。（障害児入所施設への入所が措置である場合、契約である場合のいずれも共通。）

※2）このため、現行制度下では、既に18歳以上である入所者の場合は、障害児入所施設への支給決定（＝経過措置規定により障害児入所施設を障害者支援施設とみなした上での経過的サービス費の支給）は、都道府県等から18歳前日の保護者の居住地市町村へ移っている。

＜障害児入所施設の所在地の特徴（都道府県・市町村ともに）＞

- ・ 障害児入所施設を通じて、対象者（18歳以上入所者）本人の意向・状況や、親族（保護者等）の意向・状況を把握しやすい。

＜措置元・給付決定元の特徴（都道府県・市町村ともに）＞

- ・ 障害児入所施設の所在と異なる都道府県等・市町村である場合、対象者（18歳以上入所者）本人が遠方（障害児入所施設）であることもあり、対象者（18歳以上入所者）本人の意向・状況や、親族（保護者等）の意向・状況、移行先となりうる成人施設の周辺の地域資源の状況（日中サービスの状況等）の把握には、関係者（相談支援事業所・障害児入所施設等）の協力が必要。

この際、既に18歳以上である入所者の場合は、上記の※2のとおり、障害児入所施設への給付決定が、都道府県等から18歳前日の保護者の居住地市町村へ移っている点を考慮する必要があり、仮に、移行が18歳以上である場合の移行調整の責任主体を移行後の給付決定権者である「18歳前日の保護者の居住地市町村」とする場合、以下の課題が生じる点をよく踏まえる必要がある。

- ① 「18歳前日の保護者の居住地市町村」は、当該18歳以上の入所者の入所前から保護者が同一の市町村に居住していない限り、当該入所者の入所経緯や入所中の児童の状況等に関する情報がないこと
- ② 18歳を過ぎて移行調整を継続することとなった場合に、都道府県等の移行調整が進まなかった結果、事案を途中で「18歳前日の保護者の居住地市町村」に移行調整責

任を移管することになること

- ③ 市町村では、移行先となりうる地域資源の把握や、不足する地域資源の開拓は、狭い圏域に限られ、より調整の困難性を増す可能性があること
- ④ 保護者の転居状況により、「18 歳前日の保護者の居住市町村」に既に保護者もない場合も想定され、保護者・入所者ともに関係性の薄い中で移行調整を進めざるを得ない状況もあること
- ⑤ 移行先の選定に際しては、何よりも本人の意思決定を支援・尊重することが重要であるが、移行先となる市町村は、「18 歳前日の保護者の居住市町村」とは関係性のない場合が多く想定されること

※ なお、障害児入所施設へ入所を継続したまま実態が変わっていないにもかかわらず、18 歳を境に支給決定主体が都道府県等から市町村（18 歳前日の保護者の居住市町村）へ切り替わる現行の仕組みは、現行制度下で 18 歳以上入所者に経過的サービス費を支給するための対応であり、改めて円滑な移行のためにふさわしい枠組みを検討する必要がある点に留意が必要。

以上の点を総合的に考慮すると、都道府県等（都道府県及び政令市）が管内全体の移行調整の責任主体として、移行調整の協議の場を設け、円滑な移行が難しいケースについては関係者（児童相談所・相談支援事業所・障害児入所施設・退所後の支給決定主体となる市町村等）の協力のもとで、移行調整を進めることが必要と考えられる。

その上で、移行先がある程度決まってきた段階で、移行後に向けて、移行後の支給決定主体となる市町村（18 歳前日の保護者の居住市町村）の関係者へ引継ぎを行っていくことが必要と考えられる。

このように、障害児入所施設への措置又は給付決定を行った都道府県等が責任主体となることで、18 歳以降に成人として管内市町村（グループホーム等）で迎え入れることも視野に入れながら、早期から一貫した移行準備を行うことが可能となると考えられる。

その際は、相談支援事業所が 18 歳到達の相当程度前から成人施設等への移行・定着までを、一貫して支援することが可能な制度等の検討も併せて必要と考えられる。

なお、保護者が居住地を転々とし行方不明の場合もあるが、その場合も、移行調整の責任主体は、障害児入所施設への入所措置や給付決定の実施主体である都道府県等が担った上で、移行後の支給決定は、居住地特例の制度上、障害児入所施設の所在地の市町村が行うこととなる点（※）を明確にし徹底する必要がある。

（※障害者総合支援法第 19 条第 4 項。保護者であった者の居所不明の場合は、当該障害者の 18 歳前日の「所在地」の市町村が支給決定主体となる。）

このように居住地特例により移行後の支給決定主体となる市町村が解りづらいケースの場合は、障害児入所施設からの移行支援に必ずしも慣れていない市町村に対し、都道府県等が、ケース会議等を通じて丁寧に居住地特例に係る制度説明や情報提供等を行うことが望まれる。

また、医療型の入所児童についても、スムーズな移行が困難な場合には、福祉型と共通の移行調整の仕組みの対象とする必要がある。

(2) 関係者の役割分担・連携のあり方、移行調整の枠組みのイメージ

移行調整の主要な関係者としては、主に以下の者が考えられる。

- ①本人（及び保護者）
- ②自治体（都道府県等・市町村・児童相談所）
 - i）都道府県等（主に障害児入所施設への措置・給付決定の実施主体である都道府県等）
 - ii）児童相談所（障害児入所施設への措置・契約に関与する児童相談所）
 - iii）市町村（主に移行先となりうる成人施設の給付決定の実施主体となる市町村）
- ③障害児入所施設
- ④相談支援事業所
- ⑤受入側施設等（障害者支援施設・グループホーム等）関係者
- ⑥関係団体（障害児入所施設関係団体・受入側施設関係団体等）
- ⑦学校関係者（通学先である特別支援学校等）

また、移行調整の大まかな流れとしては以下【詳細は別紙1】のような形が考えられる。

- ①障害児入所施設への入所時点（責任主体：都道府県・政令市）
- ②一定年齢からの移行準備・調整（責任主体：都道府県・政令市）
- ③移行先に係る具体的な利用調整・支給決定（責任主体：市町村）

具体的には、移行先（グループホーム等）が決まるまでの間は、移行先へ定着した後も支援が可能な地理的關係にある相談支援事業所（基幹相談支援センター等）を中心に、体験利用等の調整を重ね、移行調整が難航した場合は、障害児入所施設への給付決定・措置決定主体である都道府県等が協議の場で資源開発を含めた検討・調整を行いつつ、移行先（グループホーム等）の決定までを進める。

その後は、同相談支援事業所が移行先（グループホーム等）における具体的な支援（日中サービスの利用等）の調整を行い、支給決定は、居住地特例に基づいて、該当する市町村（多くの場合は、18歳前日の保護者の居住市町村。18歳前日の保護者が居所不明の場合は障害児入所施設の所在地の市町村）に引き継ぐ。

なお、その際に、移行時点で、保護者・本人ともに居住しておらず、また本人の移行先でもない市町村が支給決定主体となるケースがあることも踏まえ、移行先に関する支給決定が円滑に行われるようにするために、どのような工夫ができるか、引き続き検討する必要がある。

また、18歳到達の一定程度前（例：15歳時点）から、その時点で将来（成人施設等移

行後)の支給決定主体と想定される保護者の居住市町村を含め、移行調整を重ね、移行先を確保した後に、保護者が転居してしまい、居住地特例に基づく支給決定主体となる市町村が変わってしまう場合があり得るため、そうしたケースにおいても、移行先に関する支給決定が円滑に行われるようにするために、どのような工夫ができるか、引き続き検討する必要がある。

また、関係者の役割分担等について、制度上できる限り明確化する必要がある。その際は、不足する資源(強度行動障害や医療的ケアを有する者の受入れ基盤等)の開拓を含め、障害福祉計画・障害児福祉計画へ適切に反映される仕組みとする必要がある。

(3) 移行調整のための協議の場について

障害児入所施設の入所児童の円滑な移行に向け、移行調整が難しい個別ケースに対して、都道府県等の呼びかけのもとで各関係機関が連携・協力して調整を行うとともに、移行先として必要な地域資源の整備等の必要事項の協議を行うため、各都道府県等に協議の場を設けていくことが必要と考えられる(既存の自立支援協議会の活用も想定)。協議の場の主な内容は以下の内容を想定している。【協議の場のイメージは別紙2】

- ①管内の移行対象者(15歳以上)の把握・情報共有・進捗管理
- ②広域調整
- ③個別ケース会議
 - ・移行が難しい事例の状況把握や課題点の確認
 - ・必要な移行先の条件や支援内容等の検討
 - ・支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - ・特別な事情により移行困難な場合の入所延長(22歳まで)の判断
- ④地域資源開発

こうした協議の場において、15歳の段階から移行対象者の把握を行うことや、移行困難事例の個別ケースの協議等を通じ、都道府県単位で、受け皿となる地域資源(グループホーム等)の状況を中長期的に把握・計画し、都道府県及び市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画への確に反映させていくことが重要である。その際、障害児入所施設からの地域移行という大きな社会課題であるということを踏まえることが必要である。

4. 移行先確保・施設整備のあり方について

(1) 移行先確保・施設整備のあり方

移行支援を行う際には、本人の意思を最大限に尊重し、本人の状態像や保護者の状況等も踏まえつつ、まず家庭への復帰やグループホーム等の地域への移行を十分に検討する必要がある。医療的ケアを必要とする場合や行動上の課題がある場合であっても、生活介護等の日中サービスと連携しながら個々の利用者に応じた支援に先駆的に取り組むグループホームも各地に広がっており、そうした中長期的な地域基盤の強化も含めて、地域への移行が積極的に検討されることが望まれる。

その上で、本人の意思や状態像等によっては、障害者支援施設への移行となる場合がある。

その際には、都道府県内に移行困難者が少数である場合は、既存の障害者支援施設からの地域移行を進めることにより空き定員を確保する等も考えられる。

一方、都道府県内に相当数の移行困難者がいる場合もあり、さらに、未移行者の大半に重度の知的障害があり、支援区分も相当程度高く、行動関連項目の点数も高い等、専門的な手厚い支援が必要な者が多いこと等を踏まえると、新たな施設整備（グループホーム等）の要否・具体的内容について、15歳以上の移行対象者の数等の中長期的見通しも考慮しながら、各都道府県等において検討する必要がある。

①18歳以上（いわゆる過齢児）の移行困難者が少数（＝都道府県内の移行困難者が者の施設の最低定員未満）の場合や、②18歳以上（いわゆる過齢児）の移行困難者が多数（＝当該施設が転換した場合、児の数がごく少数（5人未満）になってしまう）場合を中心に、一定期間での対応策の1つとして、児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設する）や児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）等が考えられる。

ただし、児者併設・児者転換を検討するに際しては、以下の点に留意する必要があり、どのような形で改修・整備等を図るのか、都道府県等の協議の場において議論することが望まれる。

- ① 併設の場合の「児」の施設側へ残る障害児、また、転換・併設した「者」の施設へ移行する障害者それぞれに対するあるべき支援・ケアを考慮した上で検討する必要があること。
- ② 平成24年度以前より存していた障害児入所施設の場合、改修等の困難性等を踏まえ、当該施設の改修（増築含む）までの間は、「者」の施設基準に達しなくても、「児」相当の基準で足りるとする経過措置が置かれているが、本来的には、成人には成人に相応しい環境を確保すべきであり、できる限りの環境改善（既存居室の利用人数を減らして1

人当たり居室面積を確保する等)に努めるべきであること。

- ③ ②の場合であっても、人員基準については、「者」の人員基準を満たす必要があること。
- ④ 児者併設の場合は、同一施設内で、できる限り動線を分ける等の措置を講じるとともに、共用せざるを得ない施設設備（食堂等）については利用時間帯を分ける工夫を行うなど、それぞれに相応しい支援・ケアが確保されるような工夫を行うことが必要であること。
- ⑤ 児者併設の場合で、併設後の「児」の定員が少なくなる場合は、「児」の施設としての運営の安定性を慎重に検討する必要があること。

また、児者転換・児者併設により、地域から障害児入所施設の定員が失われることとなる場合は、現に障害児を多数入所している児童養護施設の状況も考慮する必要がある。

地域のセーフティネットのあり方として、児者転換・児者併設後の「児」の入所定員のあり方については、都道府県の障害児福祉計画の改定等において改めて検討する必要がある。（この点は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改定時にその旨を明記する必要がある。）

また、こうした児者転換・児者併設に対して、施設整備の優先的な整備対象の種類の1つとして示されている旨を国としても周知する必要がある。

さらに、転換後に「児」の数が少数又はなくなる場合であっても地域に障害児入所施設の機能を維持するために、障害児入所施設に少人数でも運営可能な類型（例：定員10人以下の障害児の居住の場）の検討も今後必要と考えられる。

また、強度行動障害や医療的ケアを有する場合、虐待等による情緒障害に対する手厚い支援が必要である場合、移行先となる成人施設（障害者支援施設・グループホーム）の確保が難しいという指摘があり、移行先となり得る成人施設の設置促進の検討も必要と考えられる。

特に、強度行動障害者のケアのための基盤整備については、ハード面の整備だけでなく、むしろ支援人材の育成等のソフト面の体制整備が重要である点に留意する必要があるが、障害児入所施設からの移行に限られない障害福祉全体の課題である点も踏まえ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に向けて、別途検討を進める必要がある。

5. 移行に関する年齢と必要な制度について

(1) 移行に関する準備を始める年齢と完了する年齢

移行に関する準備は、入所児童の状況（精神状態の安定等）にも十分な注意を払いつつも、徐々に移行後の生活イメージが持てるような情報提供を行うなど、早い段階からの準

備が望ましい。

また、本人への意思決定を支援しつつ、15歳頃からは、移行先（グループホーム等）の候補地に近い相談支援事業所（基幹相談支援センター等）を依頼し、施設職員（ソーシャルワーカー等）と連携しながら、移行先（グループホーム等）の体験利用を進めていけるようにする必要がある。

その際は、入所児童の将来の支援をどうしていくかを、本人や保護者と丁寧に相談し、見通しながら考えて行く必要がある。それに伴い入所児童一人一人に対し、個別の移行支援計画を作成し、状況の進展に応じて随時更新していく必要があり、作成の際には特に、施設から退所することが目的とならないよう十分留意する必要がある。

また、最近の傾向として虐待などで中・高年代の入所が増えており、本人の精神状態へのケアを重ね、移行可能な状態に至るには数年かかることがある現状や、強度行動障害や情緒障害などの精神症状が18歳近くになって強く顕在化してきたようなケースの場合、それまでに調整してきた移行先の変更の必要性が生じうる点等に十分配慮する必要がある。

こうした観点からは、①一定年齢以上（例えば15歳以上）の入所児童で移行可能な状態に至っていない場合、②強度行動障害や情緒障害などの精神症状が18歳近くになって強く顕在化し、18歳前後での移行が適切でない場合は、一定年齢まで（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間を設けた22歳満了時まで）、移行せずに障害児入所施設への入所が継続できるよう、制度的な対応を図る必要がある。

その際、移行期限を定めないと本人の移行調整が停滞することも考慮し、従来の措置・契約の延長は20歳までであることを勘案し、完了の年齢はまず20歳を一区切りとした上で、さらに上記①・②のような事情でやむを得ない場合には、さらに22歳まで延長可能とする仕組みとする必要がある。

（2）移行の準備のために必要な制度について

相談支援事業所が、18歳到達の相当程度前（例えば15歳）から、成人施設等への移行・定着までを、一貫して支援することが可能な制度の検討が必要である。

具体的には、成人のサービスである地域移行支援のように、障害児入所施設からグループホームや障害者支援施設等、それぞれの児に相応しい生活への移行に係る相談支援を、障害児入所施設入所時から移行先での定着まで一貫して使えるような仕組みを設ける必要がある。

また、移行後の各種成人サービスの体験利用については、グループホーム又は障害者支援施設等の居住の場に加え、日中利用する通所系サービスや、一人暮らしの場合の訪問系サービスを含め、幅広いサービスで体験利用できる仕組みが必要である。

その際、措置児童の場合、体験利用の都度、措置停止を行うことが都道府県によってはその都度、判定会議を経る必要がある等により現場の大きな負担となっていることに対する配慮や、体験利用する際、障害児入所施設の職員が、障害児本人への精神面等のケアとともに、成人施設側に留意点（強度行動障害がある場合の環境調整等）の伝達ができるようにする必要があり、本人の体験利用に障害児入所施設の職員が同行できる仕組みが必要である。

以上のような点を考慮すると、現在の体験利用のように、個別に市町村の支給決定を得るのではなく、障害児入所施設の支給決定主体である都道府県等が、移行調整に必要な相談支援・体験利用について、障害児入所施設における処遇の一環として、一元的・包括的に決定できる仕組み（相談支援事業所・体験利用事業所に対しては、障害児入所施設より委託費として必要経費を支払う仕組み）の検討も必要と考えられる。

また、その際には、措置停止に係る現場の負担の軽減や、本人の体験利用に障害児入所施設の職員が同行し、体験利用期間中も障害児入所施設としての手厚いケアが継続している状況である場合に対する評価も併せて検討する必要がある。

なお、本人の意思決定が著しく困難である等により、成年後見人の選任が必要であるが、選任が難渋するケースの中には、成人期へ入った後も、やむを得ない措置とすることがふさわしい場合もあり得るものであり、この点も併せて周知が必要である。

また、児童養護施設等に入所する児童の中にも障害のある児童が一定数おり、同様に地域移行の支援の課題がある点にも留意が必要である。

6. みなし期限のあり方等について

現在は、現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られることのないようにするため、18歳以上で障害児入所施設に入所中の者に対して「経過的施設入所支援サービス費」及び「経過的な生活介護サービス費」の支給を継続するための省令改正を行い、いったん令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間、支給を延長してきた経過がある。

同経過的サービス費は、者にふさわしい基準を満たさないまま、児の施設を者の施設とみなしてサービス費を支給するものであり、「新たな枠組の結論を得る中で、最終的な支給期限を検討する」ものとしてきたが、現時点で移行が困難な者が入所しており、また、

適切な移行のためには施設整備や改修が必要となる場合がある。こうした状況を考慮し、令和4年度以降、未移行者の移行完了に向けた準備期間として引き続き経過的サービス費が必要な場合は、都道府県等(協議の場等)の判断を経て、同経過的サービス費の支給を継続可能とできるようにし、その最終的な期限は令和5年度末までとすることが適当である。

なお、みなし規定の期限の延長に際しては、円滑な移行に向けた関係者の一層の努力を求めることが必要であり、施設ごとに移行支援計画の策定を求め、都道府県等においてその進捗状況を随時把握するとともに、都道府県単位での進捗状況を国としても毎年度把握していくことが必要である。

また、現行制度では、20歳までは、児童福祉法上の措置又は契約の延長により、障害者総合支援法による同経過的サービス費の対応によらず、障害児入所施設としての給付費・措置費の支給が可能となっている。

今後は、①一定年齢以上(例えば15歳以上)の入所児童で移行可能な状態に至っていない場合、②強度行動障害や情緒障害などの精神症状が18歳近くになって強く顕在化し、18歳前後での移行が適切でない場合もあることを踏まえ、こうした特別な事情により移行困難な場合は、今後示すガイドラインに基づいて都道府県等の協議の場での判断を経て、22歳満了時(入所時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間経過時)まで移行せずに障害児入所施設への入所が継続できるよう、制度的な対応を図ることが必要である。

7. 移行に関する意思決定支援のあり方について

移行を進めて行くにあたり、どのような障害が重い方でも意思決定支援が大切であり、本人の意向が真に尊重されているかについて常に問題意識を持って対応する必要がある。

今後、具体的に障害児の意思決定支援を進めて行く上では、成人向けの「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の取り組みや、子ども家庭局で行われた、「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」の議論を参考にしつつ、障害児の成人期への移行に係る意思決定支援のあり方について検討を行う必要がある。

8. おわりに

前述のとおり、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」最終報告書(令和2年2月)においては、「入所施設の中に児童と大人が混在することにより、年齢に合った児童集団の形成が困難であり、また年齢に合わせたきめ細かい支援体制の確保が出来ないなど支援の質

が低下するおそれがある」等が指摘された上で、「みなし規定の期限（令和3年3月31日まで）を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべき」と提言されてきた。

しかしながら、令和3年3月31日までに移行が困難な者が多数想定されたため、現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られることのないよう、やむを得ず経過的サービス費の支給を延長した経過がある。

障害児入所施設へ入所する児童は、家庭における養育が困難である中で入所してきており、成長に相応しい大人として尊重される場が提供されなかったとしても、また、児者混在等により子どもとして安心して過ごせる支援の場が確保されなくなってしまうと、当事者には声を上げることは難しい。移行完了が遅れていくことは、当事者にこうした大人として、また、子どもとして相応しい場が必ずしも提供されない状況をその間存置することでもある。このような現状を長年にわたり憂慮してきた多くの関係者の願いにも応え、本報告書で示した取組みを関係者それぞれが順次速やかに進めることが重要である。その結果、令和5年度末のみなし規定終了に向けて、当事者一人一人の「固有の尊厳の尊重」が促進されるよう移行調整を加速することが不可欠である。

Step1 : 障害児入所施設への入所時点 (責任主体: 都道府県・政令市)

○ 都道府県(政令市)が入所決定(保護者の居住地の都道府県(政令市)において給付決定or措置決定)

Step2 : 一定年齢からの移行準備・調整 (責任主体: 都道府県・政令市)

		都道府県・政令市	市町村 (移行後の支給決定主体)	児童相談所	障害児入所施設	相談支援事業所	障害者支援施設・GH等	特別支援学校等	本人・保護者
1	施設職員(SW等)が本人と保護者に面談・調整し、移行先(GH等)の候補の仮決定 体験利用等の結果、移行先(GH等)が変更の場合は再試行	① 管内の移行対象者(15歳以上)を把握し、障害児入所施設(SW等)の調整状況を適宜把握	③ 都道府県等と連携をしながら、ケース会議等へ参画	② 措置の場合は、障害児入所施設職員(SW等)と連携して面談・調整	② 職員(SW等)が本人の意思決定支援を行いつつ、保護者とも面談し、移行先(GH等)の候補を選定	③ ケース会議等へ参画		③ ケース会議等へ参画	② 施設職員(SW等)をはじめとする関係者と移行に向けた面談
2	移行先(GH等)の候補地に近い相談支援事業所と施設職員(SW等)と連携し、移行先の(GH等)の体験利用を進める。	② 障害児入所施設からの要請を受け、地域移行支援・体験利用の措置・給付決定		① 措置の場合は、障害児入所施設等と連携	① 移行先(GH等)に近い相談支援事業所(基幹相談支援センター等)へ移行に係る相談(体験利用調整等)を依頼するため、都道府県へ措置・給付決定を要請	③ 体験利用の具体的調整等	④ 体験利用の受け入れを行う		④ 体験利用の実施
3	移行調整過程で困難が生じた場合は、都道府県等の協議の場で検討・調整	① 調整状況により協議会を開催	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画	① 調整状況により協議会開催を都道府県に依頼	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画
4	移行先(GH等)・移行時期を決定する	② 移行先(GH等)が絞られてきた段階で、相談支援事業所を通じ、市町村(移行後の支給決定主体)へ相談	③ 相談支援事業所からの相談を受け、具体的調整を開始	① 措置の場合は、障害児入所施設等と連携	① 本人・保護者へ意思確認を行う	② 都道府県の要請を受け、市町村(移行後の支給決定主体)に具体的調整を開始	① 障害児入所施設(SW等)からの受入開始時期等の相談に応じる	① 障害児入所施設(SW等)からの移行時期等の相談に応じる	① 移行先・移行時期を決定

(注)「GH」=グループホーム、「SW」=ソーシャルワーカー

※「Step3」の1は、「Step2」の4と同時並行的に行われるものと想定

Step3 : 移行先に係る具体的な利用調整・支給決定(責任主体:市町村)

		都道府県	市町村 (移行後の支給決定主体)	児童相談所	障害児入所施設	相談支援事業所	障害者支援施設・GH等	特別支援学校等	本人・保護者
1	相談支援事業所が移行先(GH等)における具体的な支援の調整、サービス等利用計画案の作成			① 措置の場合は相談支援事業所と連携	① 相談支援事業所と連携	① 本人・保護者と面談し、サービス等利用計画案の作成を行う			① 相談支援等と面談をし、今後利用する障害福祉サービスを決めて行く
2	支給決定の申請を市町村に行い、支給決定を行う		② 障害福祉サービスの支給決定			① 市町村へ支給決定の申請(本人の代行)			① 市町村へ支給決定の申請(本人の代行)
3	入所時から継続して関わってきた相談支援事業所が、その後の地域定着を支援する	② 相談支援事業所等から、適宜定着状況の報告を受ける	① 障害福祉サービスの支給等	② 適宜、相談支援事業所と連携	② 適宜、相談支援事業所と連携	②障害福祉サービスの利用状況をモニタリングし、障害児入所施設等と連携しつつ、定着まで伴走	① 本人と契約し、施設障害福祉サービス計画等を作成し、支援を開始 (※やむを得ない措置の場合は措置委託を受ける)		① 障害福祉サービスの契約を結び、利用を開始

障害児入所施設への入所(契約)における障害児・保護者の居住地と給付決定主体の関係

- 支給決定主体は、保護者の居住地の都道府県

入所前の居住地(例)



- ・ 給付決定
- ・ 給付費負担
A県

- 入所後、保護者が転居(B県)した場合も、保護者の居住地(転居先)の都道府県が支給決定を引き継ぐ

入所前の居住地(例)



保護者がB県へ転居(例)



- ・ 給付決定
- ・ 給付費負担
B県

障害児入所施設への入所(措置)における障害児・保護者の居住地と措置決定主体の関係

- 基本は、保護者の居住地の都道府県

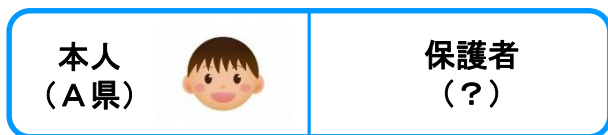
入所前の居住地(例)



- ・ 措置決定
- ・ 措置費負担
A県

- 保護者の居住地が不明な場合、その子どもの現在地の都道府県

入所前の居住地(例)



- ・ 措置決定
- ・ 措置費負担
A県

- 入所後、保護者が転居した場合は、児童相談所(A県・B県)が協議して、措置決定主体を維持又は変更

入所前の居住地(例)



保護者がB県へ転居



子どもの福祉及び児童相談所利用の利便等の事情を考慮し、関係児童相談所と協議の上、事例を管轄する児童相談所を決定する。

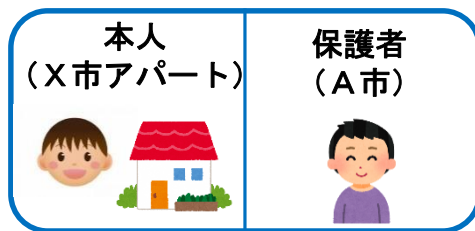
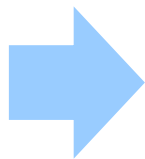
移行先(18歳以降)における障害児入所施設所在地と支給決定主体の関係

- 移行先が**アパート等の一般住居**である場合は、**移行先の市町村**が支給決定主体。(例：パターン①)。
- 移行先が**GH又は障害者支援施設**である場合は、「**18歳前日の保護者の居住地**」の市町村が支給決定主体。(例：パターン②～⑤)

【パターン①：移行先(X市)がアパート等の一般住居である場合】

入所中から18歳前日

X市で一人暮らししながら障害サービスを利用

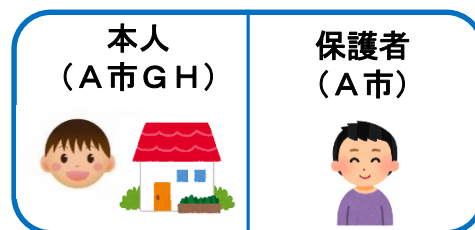
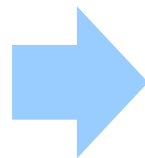


- ・支給決定
 - ・給付費負担
- X市**

【パターン②：移行先(A市)と18歳前日の保護者の居住地(A市)が同じ場合】

入所中から18歳前日

A市のGHへ移行

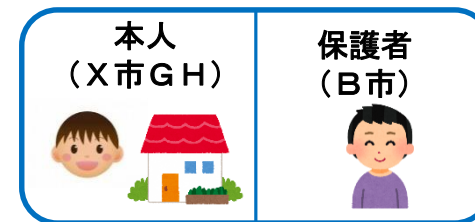
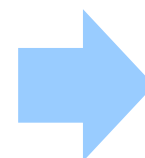


- ・支給決定
 - ・給付費負担
- A市**

【パターン③：移行先(X市)と18歳前日の保護者の居住地(B市)が違う場合】

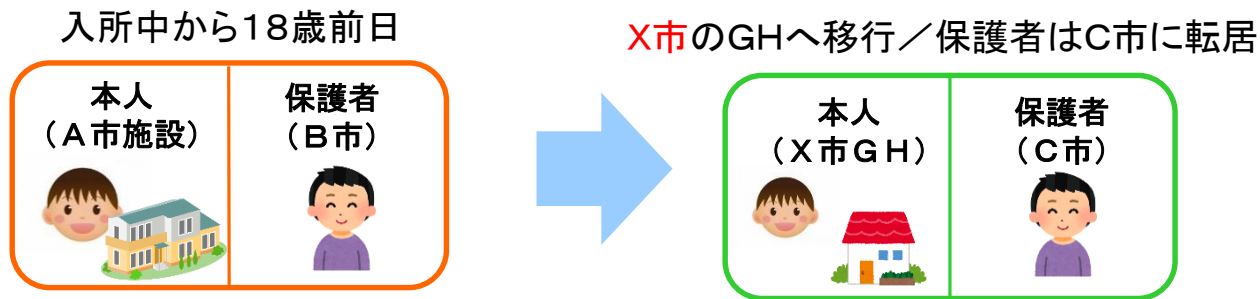
入所中から18歳前日

X市のGHへ移行



- ・支給決定
 - ・給付費負担
- B市**

【パターン④：障害児入所施設（A市）と18歳前日の保護者の居住地（B市）が違い、更に保護者が、その後転居（C市）し、本人はX市へ移行する場合】

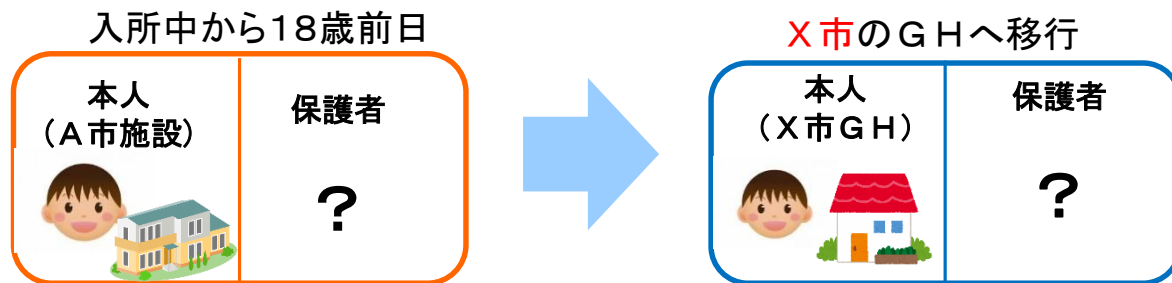


- ・支給決定
- ・給付費負担

B市

※B市には、保護者・本人ともに居住せず、移行先(X市)とも異なるが、居住地特例により、支給決定主体となる。

【パターン⑤：18歳前日の保護者の居住地が不明な場合】



- ・支給決定
- ・給付費負担

A市

※ 18歳前日の保護者の居住地が不明な場合は、18歳前日の本人の居住地(=障害児入所施設)の市町村が支給決定権者となる

【目的】

障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、移行調整が難しい個別ケースに対して、都道府県の呼びかけのもとで各関係機関が連携・協力して調整を行うとともに、移行先として必要な地域資源の整備等の必要事項を協議する。
 (※既存の自立支援協議会の活用も想定)

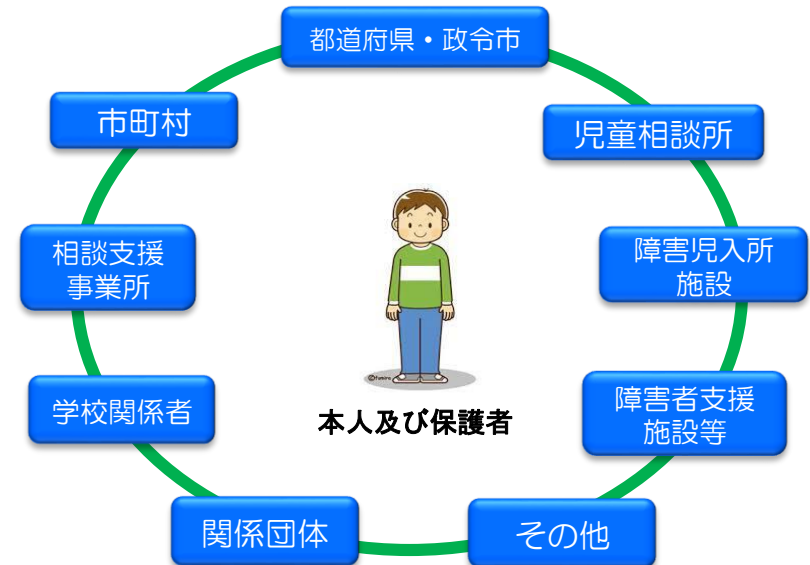
協議の場における検討内容

- ①管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理
 管内(都道府県が措置・給付決定を行っている障害児入所施設)の移行対象者を把握し、関係者間の情報共有や進捗管理を行う。
- ②広域調整
 関係団体の協力も得て、地域資源(グループホーム等)の定員状況等を共有し、円滑な移行につなげる。
- ③個別ケース会議
 移行調整が難しい事例について、課題把握や調整等を行う。(⇒以下参照)
- ④地域資源開発
 個別ケースを通じて、移行先として必要な地域資源について中長期な見通しをもって議論し、障害者福祉計画等へ反映させていく。

個別ケース会議の検討内容

- 移行調整が難しい個別事例について、具体的な成人期への移行に向けた支援内容等を把握し、検討する。協議事項としては、次のようなものが考えられる。
 - ① 移行が難しい事例の状況把握や課題点の確認
 - ② 必要な移行先条件や支援内容等の検討
 - ③ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - ④ 特別な事情により移行困難な場合の入所延長(22歳まで)の判断

関係者イメージ



※個別ケース会議の際には、個々のケースに応じて必要な関係者を参集する。

「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」開催要綱

1. 趣旨

平成 22 年の児童福祉法の改正（平成 24 年施行）において、18 歳以上の障害者については、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされた。この際、現に障害児施設に入所している 18 歳以上の者が退所させられることがないようにみなし規定を設け、経過的に入所を継続できることとした。現在も福祉型障害児入所施設については経過的な取扱いが続いている。

その後、令和 2 年 2 月に取りまとめられた「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書では、「みなし規定の期限（令和 3 年 3 月 31 日まで）を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべき」と提言された。

これらを踏まえ、移行が困難な者の受け入れ先調整や、今後とも毎年 18 歳以上に達する障害者の移行調整の枠組み、受け皿整備の有効な方策等を整理し、円滑な移行を進めていくことができるよう検討を行うため、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて
- (2) 移行先の調整・受け皿整備の有効な方策について
- (3) その他

3. 構成等

- (1) 本実務者会議は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が学識経験者、地方自治体、障害児入所施設、成人施設等の関係者の参集を求めて開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本実務者会議の座長は構成員の互選により選出し、座長代理は座長の指名により選出する。
- (4) 座長は、必要に応じ意見聴取等のため、構成員以外の者を参加させることができる。
- (5) 本実務者会議は、未移行者が多い個別障害児入所施設の実情や、個々の利用児童の状況等に言及する必要がある、個人情報保護等に支障を及ぼすおそれ等があることから、各回の終了後に、個人情報の保護等に支障のない資料及び議事要旨を公表することとする。
- (6) 本実務者会議の庶務は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室が行う。
- (7) その他、本実務者会議の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

(別紙)

障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議 構成員名簿

(敬称略、五十音順、◎は座長、○は座長代理)

(令和3年4月8日現在)

榎本	博文	公益財団法人日本知的障害者福祉協会理事・障害者支援施設部会 部会長
加藤	恵	半田市障がい者相談支援センター センター長
北川	聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会副会長・児童発達支援部会 部会長
小崎	慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
児玉	和夫	公益社団法人日本重症心身障害福祉協会 理事長
鈴木	香奈子	東京都児童相談センター 事業課 人材確保専門員
高橋	朋生	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長
◎ 田村	和宏	立命館大学産業社会学部 教授
中野	繁	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 精神医療担当課長
丹羽	彩文	社会福祉法人昴 理事長
箱嶋	雄一	大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課 課長
長谷川	守	福島県保健福祉部障がい福祉課 課長
又村	あおい	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長
黛	昭則	埼玉県福祉部障害者支援課 課長
三塚	淳	福島県こども未来局児童家庭課 課長
美保	圭祐	徳島県保健福祉部障がい福祉課 課長
山川	雅洋	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
○ 米山	明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 理事

(合計 18名)

(オブザーバー)

社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会 茶圓 光彦 常務理事

参考資料2

障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議 開催経緯

第1回 令和3年1月6日（水）

- (1) 障害児入所施設の移行の現状等について
- (2) 本会議の進め方等について
- (3) 障害児入所施設移行状況に関する調査票について
- (4) その他

第2回 令和3年4月8日（木）

- (1) 「障害児入所施設移行状況に関する調査票」の結果（速報）について
- (2) 「障害児入所施設の18歳以上（いわゆる過齢児を含む）の移行についての論点整理（案）」について
- (3) その他

第3回 令和3年5月20日（木）

- (1) 「障害児入所施設移行状況に関する調査」の結果（速報VOL.2）について
- (2) 「障害児入所施設のこれから18歳を迎える（毎年18歳に到達する）者の移行についての論点整理（案）」について
- (3) その他

第4回 令和3年6月17日（木）

- (1) 「障害児入所施設移行状況に関する調査」の結果（速報VOL.3）について
- (2) これまでの議論の整理（案）について
- (3) 「その他の移行に関する論点（みなし期限のあり方等、意思決定支援）（案）」について
- (4) その他

第5回 令和3年7月8日（木）

- (1) 報告書（素案）について
- (2) その他

第6回 令和3年7月27日（火）

- (1) 報告書（案）について
- (2) その他

「障害児入所施設移行状況に関する調査」の結果

I 調査設計

1. 調査目的

令和3年1月より開催した「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」において、今後の障害児入所施設における円滑な移行の在り方を検討するための基礎資料として活用することを目的に調査を実施。

2. 調査項目

福祉型・医療型障害児入所施設の移行状況

施設及び都道府県・指定都市・児童相談所設置市の取組みの実態把握

3. 調査方法と調査期間

調査方法：国より都道府県（47）、指定都市（20）、児童相談所設置区市（6）に電子メールによる調査票の配布・回収

該当の施設には、管轄自治体により調査依頼をし、調査票を回収したうえで、国に電子メールで回答

調査期間：令和3年2月2日～2月22日

（令和2年4月1日～令和3年1月31日の状況について調査を実施。）

※調査票2【個票（別紙3）】については令和3年31日以降の予定について調査を実施。

4. 調査対象と回答数

調査対象：すべての障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む）525箇所

・福祉型：253箇所

・医療型：272箇所（内、指定発達支援医療機関89箇所）

※箇所数：都道府県・指定都市・児童相談所設置区市回答に基づき記載

回答数：全体：505箇所（回答率：96%）

福祉型：242箇所（回答率：96%）／医療型：263箇所（回答率：97%）

Ⅱ 調査結果

1. 調査票【施設票（別紙1、別紙2）】

※年齢については、いずれも令和2年度内に到達する年齢として整理。

(1) 入所者の年齢別、契約・措置別の状況【質問1】

図表1〔福祉型〕(n=1554)

年 齢	人 数(人)			
	契 約		措 置	
	男	女	男	女
18歳(在学)	261	87	303	175
18歳(在学無)	26	7	15	8
19歳	46	18	66	37
20歳～29歳	186	78	19	10
30歳～39歳	89	25	/	/
40歳～49歳	63	23		
50歳～59歳	7	2		
60歳～69歳	1	1		
70歳～	1	0		
合計	680	241		

図表2〔医療型〕(n=301)

年 齢	人 数(人)			
	契 約		措 置	
	男	女	男	女
18歳(在学)	122	74	29	36
18歳(在学無)	7		2	1
19歳	6	3	12	8
20歳～29歳	1		/	/
30歳～39歳				
40歳～49歳				
50歳～59歳				
60歳～69歳				
70歳～				
合計	136	77	43	45

(2) 令和2年度中に18歳以上となる者の移行状況及び移行先【質問2】

福祉型の移行先については契約児童：障害者支援施設約6割、共同生活援助約2割、家庭約1割の順に多く、措置児童：共同生活援助約6割、障害者支援施設約3割となっていた。

医療型の移行先については療養介護が契約児童：約8割、措置児童：約6割となっていた。

図表3〔福祉型〕(n=1588)

(人)

年齢区分 (※)	①移行先が 決まっていない 人数		②移行した人数 ③移行先が決 まっている人数 (a+b+c+d+e)		移行先(内訳)									
					(a) 障害者 支援施設		(b)共同生活 援助		(c)療養介護		(d)家庭		(e)その他	
					契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置
18歳(在学)	65	83	291	366	108	78	101	226	1	2	69	27	12	33
18歳(在学無)	7	7	20	15	2	2	2	8			16	2		3
19歳	32	52	38	58	20	26	15	25			2	2	1	5
20歳～29歳	132	3	169	27	130	11	28	13			5	3	6	
30歳～39歳	53		71		59		6						6	
40歳～49歳	27		60		53		6						1	
50歳～59歳	6		3		1				1				1	
60歳～69歳	2													
70歳～	1													
合計	325	145	652	466	373	117	158	272	2	2	92	34	27	41

※ 「①移行先が決まっていない人数」の合計470人の都道府県別の内訳は別添のとおり。

図表4〔医療型〕(n=298)

(人)

年齢区分 (※)	①移行先が 決まっていない 人数		②移行した人数 ③移行先が決 まっている人数 (a+b+c+d+e)		移行先(内訳)									
					(b) 障害者 支援施設		(b)共同生活 援助		(c)療養介護		(d)家庭		(e)その他	
					契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置
18歳(在学)	13	19	184	43	14	8	1	2	145	26	17	2	7	5
18歳(在学無)		2	4	1					4	1				
19歳	2	6	8	14	3	4		1	5	7				2
20歳～29歳			2						2					
30歳～39歳														
40歳～49歳														
50歳～59歳														
60歳～69歳														
70歳～														
合計	15	27	198	58	17	12	1	3	156	34	17	2	7	7

(3) 令和2年4月1日から令和3年1月31日までに当該施設で主催された
移行に向けた連絡調整（ケース会議含む）等の参加状況【質問3】

会議の内訳は福祉型：情報共有（これから18歳に到達する者）が約4割と最も多く、医療型：ケースカンファレンス・情報共有（これから18歳に到達する者）が約4割となっていた。

図表5〔福祉型〕（施設数：n=161）※複数回答

開催内容	実施数	参加者												合計
		1 自治体 （都道府県）	2 自治体 （市町村）	3 児童相談所	4 障害児入所施設関係者	5 障害者支援施設関係者	6 療養介護事業所関係者	7 共同生活援助事業所関係者	8 障害福祉サービス事業所関係者	9 学校	10 保護者	11 相談支援	12 その他	
1.情報共有 （既に20歳を超えている者）	56		18	6	49	19		5	5	3	31	38	9	183
2.情報共有 （これから18歳に到達する者）	244	2	123	136	201	48		51	40	145	111	135	20	1012
3.体制整備 （既に20歳を超えている者）	29		10	4	22	14			8	2	18	18	2	98
4.体制整備 （これから18歳に到達する者）	115		72	77	86	16		40	27	79	57	75	18	547
5.ケースカンファレンス	122	9	74	79	91	19		21	24	71	65	69	14	536
6.その他	65	3	31	35	52	22		19	15	20	29	41	20	287
選択なし	17	1	6	9	4	7		8	3	3	7	8	1	57

図表6〔医療型〕（施設数：n=60）※複数回答

開催内容	実施数	参加者												合計
		1 自治体 （都道府県）	2 自治体 （市町村）	3 児童相談所	4 障害児入所施設関係者	5 障害者支援施設関係者	6 療養介護事業所関係者	7 共同生活援助事業所関係者	8 障害福祉サービス事業所関係者	9 学校	10 保護者	11 相談支援	12 その他	
1.情報共有 （既に20歳を超えている者）	0													0
2.情報共有 （これから18歳に到達する者）	38		12	17	25	3	14		1	18	12	6	1	109
3.体制整備 （既に20歳を超えている者）	0													0
4.体制整備 （これから18歳に到達する者）	5		1	2	1					4	4	3		15
5.ケースカンファレンス	40		14	17	20	1	16	1	2	12	13	16	8	120
6.その他	11		1	2	9		1			5	4		4	26
選択なし	10		3	1		1	2			1	3	2	1	14

(4) これまで 18 歳以上（いわゆる過齢児含む）の移行に関する取組みにおいて、円滑に移行調整が行われた事例【質問 4 ※自由記述あり】

図表 7〔福祉型〕

<p>行動特性（自傷、他害行為、無断外出、不潔行為等）の強い方については、体験利用時に施設職員が利用期間中帯同し、支援のポイントを伝達している。</p>
<p>強度行動障害の状態像を示す方が、障害者支援施設への見学、短時間から始めて長い期間での宿泊体験まで、複数回行ったことで、スムーズに移行することができた。</p>
<p>移行に向けてのカンファレンスは、中学生の時に進学先を含めた意向の確認（本人・家族）を実施することが大切。高2の現場実習（企業実習や施設実習）が入るまでカンファレンスを実施しなかったケースは、学校の提供する情報のみとなってしまうため、見立てのずれが生じてしまうことが多々ある。少なくとも、高1の時点で一度は進路に係るカンファレンスを実施しておき、コンセンサスをとっておくことが重要だと考えている。</p>
<p>児童施設入所の頃より、卒業後の進路（住まい）を考える支援者会議を重ねて行い、入所調整会議、ケース会議を経て移行が決まった。</p>
<p>福祉型障害児入所施設 40 人定員を 20 人にし、障害者支援施設(定員 20 人)を併設。これにより 18 歳以上の過齢児を円滑に移行することができ、現在においても同様、移行がスムーズに実施できている状況。</p>

図表 8〔医療型〕

<p>特別支援学校卒業後、家庭に戻ることが難しい状況。本人・児発管・児童指導員・リハ担当者・相談支援事業所・学校と協議を重ねグループホームに入居、就労継続支援 B 型への移行になった。移行前に児童指導員付添いにてグループホームを訪問し、生活に不都合が生じる部分を確認し対応策を検討。就労継続支援 B 型事業所への通所経路も実際に公共交通機関を利用し、本人の行動獲得に向け支援を行い円滑に移行することができた。</p>
<p>通いたい就労継続支援 B 型事業所が自宅から遠く、福祉ホームに入居しながら通いたい思いがあったが空きがなく、空きができるまで施設入所支援を利用したいと考えていた。しかし、本人の身体機能面から施設入所支援を利用できる区分が出ない可能性があったため、進路の方向性を考える上で早めに区分が分かり支援学校での実習先を検討する上でも参考となるよう、市町への連絡を行い、高校 3 年生の夏になる前に他の同級生よりも早く区分認定を行った。区分 3 と結果が出たため、本人・家族や学校と余裕を持って色々な進路の方向性を考えることができた。結果、年度末に念願の福祉ホームに空きが出たため、希望の進路に行くことができた。</p>
<p>入所相談時より保護者に退所後の意向を聴き取り、半年ごとに確認している。 学校等と連携し、早い段階から施設見学や体験入所を行っている。</p>
<p>特別支援学校高等部卒業のタイミングで「指定発達支援医療機関（医療型障害児入所施設）」から「在宅（在宅障害福祉サービス）」へ移行したケースあり。その際は、当施設をはじめ、特別支援学校、相談支援事業所、在宅サービス事業所と調整及び連携を重ねた。</p>
<p>高等部からは各機関・保護者・施設・学校との連携を図り、会議を行う。 実習に参加する等行うことで、円滑に進路を決定することができた。</p>

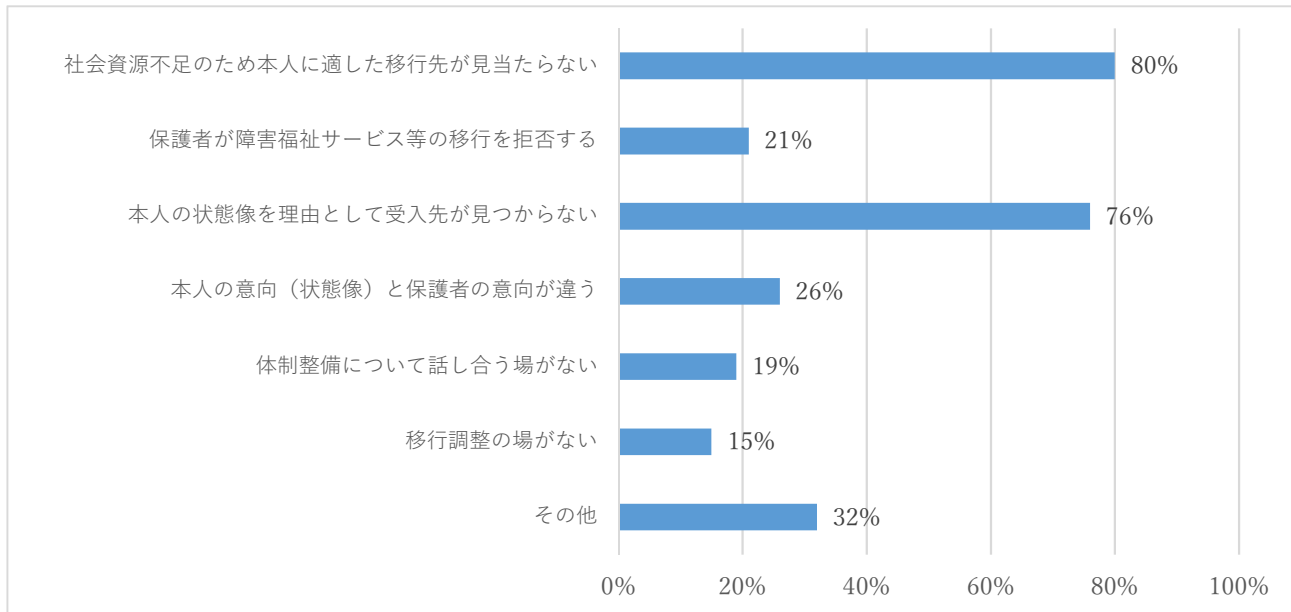
(5) 18歳以上（いわゆる過齢児含む）の移行を進める上での課題点

【質問 5※自由記述あり】

【福祉型】

「社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない」が最も多く、次いで「本人の状態像を理由として受入先が見つからない」が多くなっている。

図表 9（施設数：n=186） ※複数回答



図表 10自由記述（※一部を掲載）

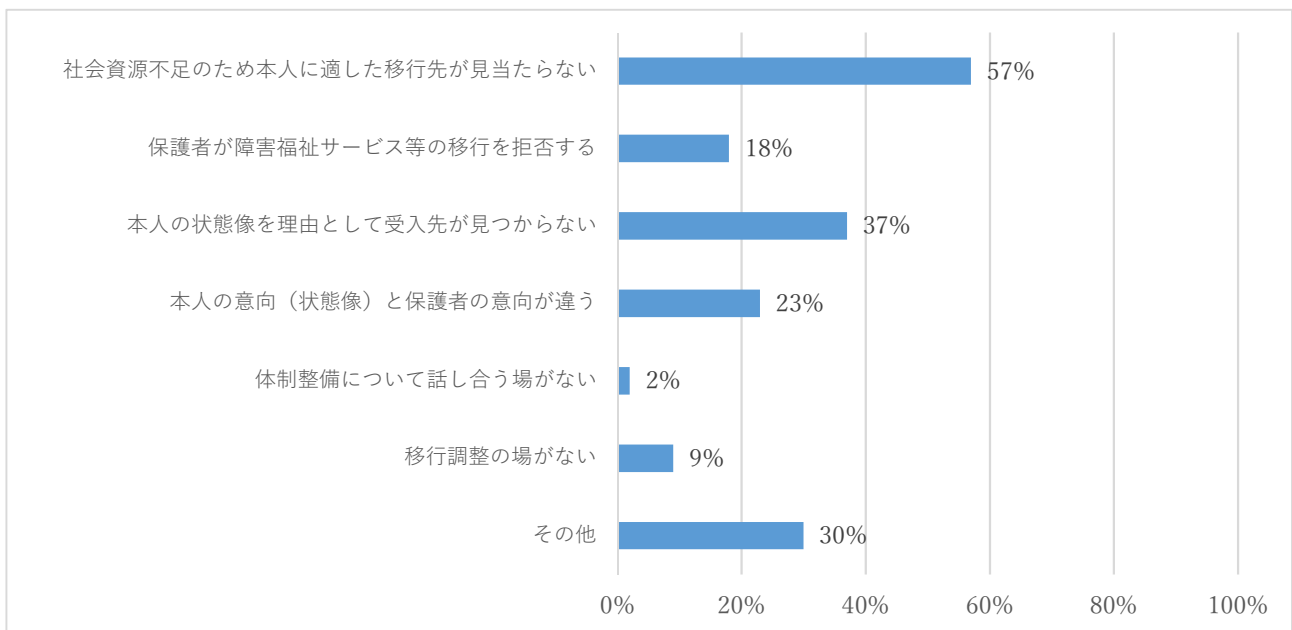
社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない	管内の施設（グループホーム・障害者支援施設）は空きが少なくほぼ満員状態であるため、入所を希望している近隣の施設に中々入れない状況にある。
保護者が障害福祉サービス等の移行を拒否する	保護者ができる限り現在入所している福祉型障害児入所施設に居てほしいと希望している為、成人施設に空き情報があっても面接等も応じようとしない。
本人の状態像を理由として受入先が見つからない	成人入所施設における高齢化といった状況に対し、若年齢には開きがありすぎてしまい生活空間などにおける本人のニーズが課題。
本人の意向（状態像）と保護者の意向が違う	虐待の事例で幼いころから措置入所しており、保護者が退所後に引き取りたいと強く要望している。

<p>体制整備について話し合う場がない</p>	<p>18歳到達時の地域移行についてのシステム構築を行うことが課題である。地域移行に際し、児童相談所主体で動くことはまれであり、施設側からの要請により児童相談所、支援機関が動き始めることがほとんどである。また、児童相談所の担当者により取り組みが違ふこと、数年ごとに担当者が異動することも要因の一つであると思われる。支援機関においては、利用者が児童施設に入所していることにより、本人の情報が乏しく、移行時に初めて本人の存在を知るということもある。</p> <p>多くの方の移行先となるグループホーム、障害者支援施設においては児童施設の現状についての情報が少ないため、移行時の受け入れ先として積極的な姿勢がみられないこともある。</p>
<p>移行調整の場がない</p>	<p>児童は広域に及んで施設入所しているが、一旦市町から暮らしの場が切り離されてしまうため、地域の子どもとして暮らしを保障する課題意識が醸成されていない。地域の課題として市町の社会資源の有無等の関連性もあるように思うが市町の障害福祉課や相談支援、基幹相談の動きが弱い（評価・評論的）。来年度から配置される施設の地域移行専任者が今後18歳になる前から連携の体制を作っていくことが重要。</p>
<p>その他</p>	<p>移行に関する責任の所在が明確にされていない。</p>

【医療型】

「社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない」が最も多く、次いで「本人の状態像を理由として受入先が見つからない」が多くなっている。

図表 11（施設数：n=91） ※複数回答



図表 12 自由記述（※一部を掲載）

<p>社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない</p>	<p>重症心身障害児は18歳の学校卒業後、療養介護への移行がほとんどである。児童の入所理由は医療度が高いことによる保護者の養育負担が主な理由。地域資源が充実しない限り地域移行は難しい。</p>
<p>保護者が障害福祉サービス等の移行を拒否する</p>	<p>慣れた当園への入所継続を希望しており、他施設等への移行が難しい。</p>
<p>本人の状態像を理由として受入先が見つからない</p>	<p>被虐待児で本人の保護目的に保護者との関係が切れている場合、高校卒業後に移行先として他施設と相談した際に「本人と入所契約をしない」「通院などの対応は全て家族にしてもらう」等と言われ、家族親族のキーパーソン不在のケースは話を進めることができない。</p>
<p>本人の意向（状態像）と保護者の意向が違う</p>	<p>虐待事例。本人は高校卒業後に家族と離れての生活を希望したが、母親は同居を希望。本人の能力的には障害者支援施設が適切であったが母親の拒否感が強かったことや施設側から身元保証人として認めてもらえなかったことから難航した。最終的には福祉ホームに入居したが、幼少期より施設入所していたため社会経験不足による日常生活スキルの問題、認知能力不足もあり生活に苦慮している。</p>
<p>体制整備について話し合う場がない</p>	<p>小児期から人工呼吸器の使用など濃厚な医療的ケアが必要で、在宅生活体験が少なく施設入所に至ったケースでは、在宅移行に向けた保護者との継続的な話し合いが十分に行えなかったり、関係機関（児童相談所）を交えて年2回程度、家族との話し合いの機会を持って家族介護力や地域資源の実情から、結果的に18歳を迎えるタイミングで療養介護への移行の検討を行う場合が多い。また、年齢により障害福祉サービスの利用となることは理解していただくことができて、県の療養介護利用調整の仕組みを理解していただくことが難しく、ほとんどの保護者が他の療養介護事業所の利用を望まない。さらに、医療型障害児入所施設と療養介護事業所を一体的に運営している施設では、児童年齢で入所して制度に則って療養介護への移行が行われていけば問題が無いように考えられるが、このような状況では、地域で介護者の高齢化によって実際の在宅生活をしているような方の入所希望に対応することができない。</p>
<p>移行調整の場がない</p>	<p>児者一体施設のためか、移行のための検討機会がない。保護者からの相談もないまま移行されていく。保護者が移行先を探さなくとも自動的に移行できてしまうこと、障害像から移行先の選択肢もほぼ無いこと、移行調整や検討等の場を設けていない施設の体制もその一因と考えられる。</p>
<p>その他</p>	<p>移行調整の役割分担や進捗状況が曖昧になることがある。</p>

2. 調査票2【個票（別紙3）】

令和3年3月31日時点において18歳以上で、引き続き障害児入所施設を継続利用する予定の者（療養介護利用者は除く）の状況

① 主たる障害種別 図表13 (n=652) (人)

	1. 知的	2. 自閉症	3. 盲児	4. ろうあ児	5. 肢体不自由児(福)	6. 自閉症(医)	7. 肢体不自由児(医)	8. 重症心身障害
福祉型	609	579	17	4	5	4	0	0
医療型	43	0	0	0	0	2	5	9
計	652	579	17	4	5	6	5	9

② 性別 図表14 (n=652) (人)

	男性	女性	不明
福祉型	430	175	4
医療型	20	23	—
計	450	198	4

③ 年齢 図表15 (n=652) (人)

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～
福祉型	303	159	73	64	7	2	1
医療型	43	0	0	0	0	0	0
計	346	159	73	64	7	2	1

④ 入所時の年齢 図表16 (n=652) (人)

	2歳まで	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	70歳～	不明
福祉型	2	87	181	193	85	5	4	1	0	1	50
医療型	9	12	9	7	4	0	0	0	0	0	2
計	11	99	190	200	89	5	4	1	0	1	52

⑤ 主たる障害名（重複する障害名）

図表 17 (n=652) (人)

〈主たる障害〉	福祉型	医療型
1.知的障害	564	2
2.広汎性発達障害	19	0
5.重症心身障害	1	27
6.肢体不自由	1	9
7.精神障害	3	0
8.高次脳機能障害	0	3
9.聴覚障害	4	0
11.視覚障害	2	0
12.反社会的行動	0	1
13.その他	7	1
記載なし	8	0
計	609	43

図表 18 (人)

〈重複している障害名①〉	福祉型	医療型
1.知的障害	19	16
2.広汎性発達障害	120	0
3.注意欠如多動性障害	25	0
4.愛着障害	3	0
5.肢体不自由	23	4
6.精神障害	15	0
7.高次脳機能障害	2	0
8.聴覚障害	2	0
9.言語障害	13	0
10.視覚障害	5	0
11.反社会的行動	9	0
12.その他	35	2

⑥ 手帳の等級

図表 19 (n=652) (人)

療育手帳(等級)	A	B
福祉型	437	140
医療型	29	0

図表 20 (n=652) (人)

身体障害者手帳(等級)	1	2	3	4~7
福祉型	15	13	10	9
医療型	37	4	0	0

図表 21 (n=652) (人)

精神保健福祉手帳(等級)	1	2	3
福祉型	3	4	2
医療型	0	0	0

⑦ 入所時の措置／契約別人数

図表 22 (n=652)

	措置	契約	不明
福祉型	402 人	182 人	25 人
医療型	32 人	11 人	0 人

⑧ 現在の措置／契約別人数

図表 23 (n=652)

	措置	契約	不明
福祉型	185 人	397 人	27 人
医療型	30 人	13 人	0 人

⑨ 支援区分

図表 24 (n=652)

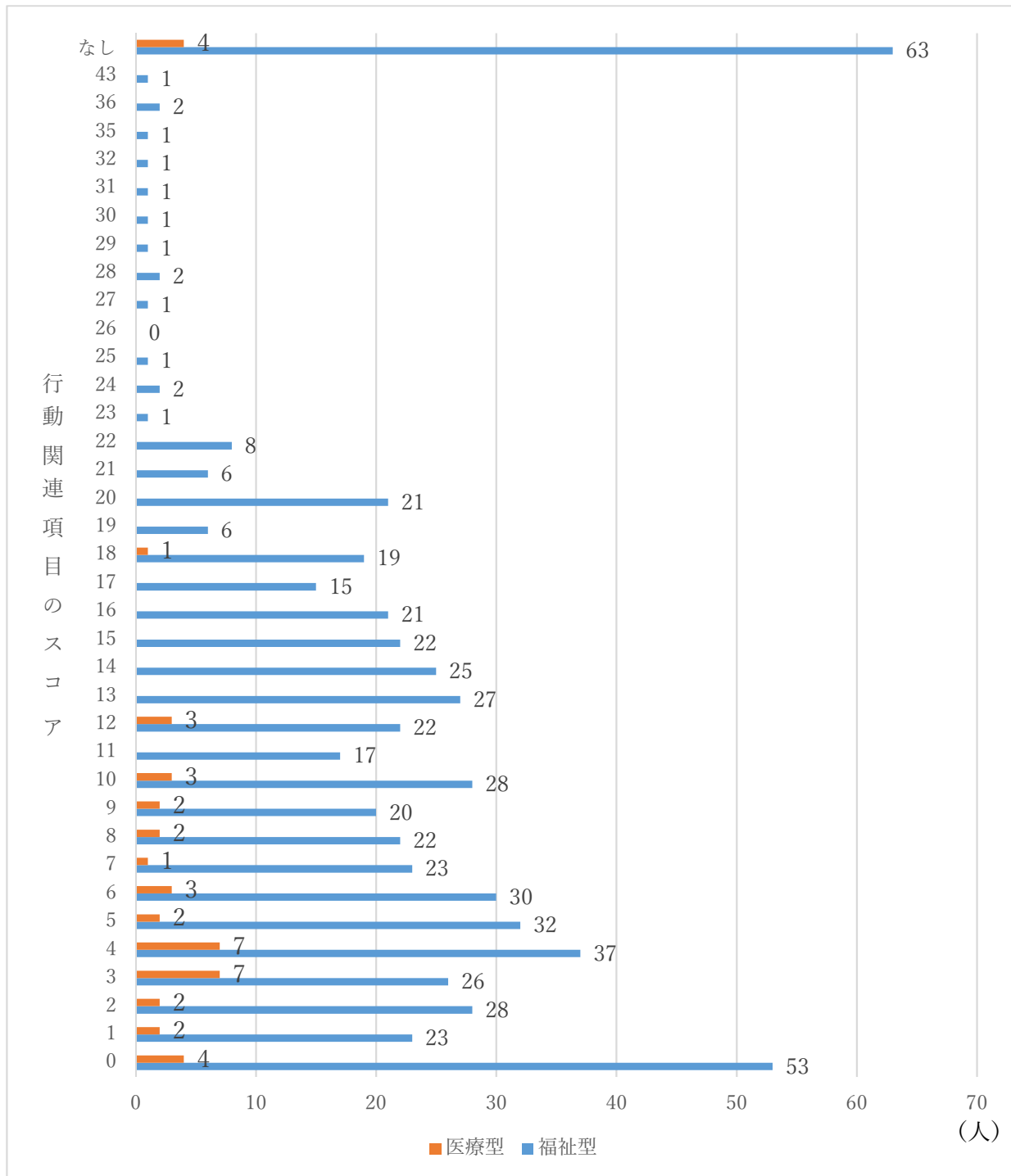
	支援区分	非該当	1	2	3	4	5	6	判定無し	記載なし
福祉型	人数 (人)	16	3	20	56	110	174	123	64	43
	割合 (%)	3%	0%	3%	9%	18%	29%	20%	11%	7%
医療型	人数 (人)	0	0	1	1	0	1	10	23	7
	割合 (%)	0%	0%	2%	2%	0%	2%	23%	53%	16%

※割合 (%) は小数点第 1 位を四捨五入して算出

⑩ 行動関連項目合計点数

0 から 9 のスコア群に 5 割、10 から 19 のスコア群に約 3 割となっている。

図表 25 (n=652)



⑪ 医療的ケア有・無（有りの場合の医療的ケアの内容）

医療的ケア「あり」が72人（11%）、「なし」が502人（77%）で、医療的ケアとして最も多いのが「13.痙攣時管理」で27人（19%）、次に「7.経管栄養」で24人（17%）、「14.その他（服薬支援等）」が24人（17%）、続いて「5.吸引」で17人（12%）となっている。

図表 26 (n=652)

	あり	なし	記入なし
福祉型	40人	492人	77人
医療型	32人	10人	1人

図表 27 (医療的ケアの内訳) ※複数回答 (人)

	1. 人工呼吸器	2. 気管切開	3. 鼻咽喉頭エアウェイ	4. 酸素療法	5. 吸引	6. ネブライザー	7. 経管栄養	8. 中心整脈カテーテル	9. その他注射管理	10. 透析	11. 排尿管理	12. 消化管ストーマ	13. 痙攣時管理	14. その他
〔福祉型〕	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	11	(注)22
〔医療型〕	10	12	2	7	17	13	24	0	0	0	4	1	16	(注)2

(注)「14. その他」の24人のほとんどが服薬支援、記載なし：5人

⑫ 調整状況

23%が「令和3年度中に退所予定」が142人（22%）、「調整中」が264人（40%）、「3ヶ月以内～1年以内に調整開始予定」は82人（13%）、「調整開始時期未定」は134人（21%）となっており、「予定なし」が25人（4%）であった。

図表 28 (n=652)

	福祉型	医療型
1. 令和3年度中に退所予定	139人	3人
2. 調整中	246人	18人
3. 3ヶ月以内に調整開始予定	37人	2人
4. 6ヶ月以内に調整開始予定	13人	0人
5. 1年以内に調整開始予定	29人	1人
6. 調整開始時期未定	124人	10人
7. 予定なし	21人	4人
未回答	—	5人

⑬ 移行が困難な理由 ※複数回答

「3. 障害者支援施設に空きがない」が316人(48%)と最も多く、次いで「1. 問題となっている行動があるため受入れ事業所がない」が166人(25%)となっている。

図表 29 (n=652)

	福祉型	医療型
1. 問題となっている行動があるため受入れ事業所がない	164人	2人
2. 医療的ケアに対応できる事業所がない	6人	8人
3. 障害者支援施設に空きがない	301人	15人
4. グループホームに空きがない	52人	1人
5. 保護者が障害児入所施設退所を拒否している	48人	3人
6. 職員のマンパワー不足	7人	0人
7. その他	92人	16人
8. 記載なし	36人	3人

3. 調査票3【都道府県・指定都市・児童相談所設置市票(別紙4、別紙5)】

(1) 都道府県等主催の障害福祉サービス等利用への移行に向けた連絡調整(会議等)の参加状況について【質問1】

図表 30〔福祉型〕(都道府県等数：n=27) ※複数回答

開催内容	実施数	参集者												合計
		1 自治体(都道府県)	2 自治体(市町村)	3 児童相談所	4 障害児入所施設関係者	5 障害者支援施設関係者	6 療養介護事業所関係者	7 共同生活援助事業所関係者	8 障害福祉サービス事業所関係者	9 学校	10 保護者	11 相談支援	12 その他	
1.情報共有 (既に20歳を超えている者)	5	3	4	3	2					3		3		18
2.情報共有 (これから18歳に到達する者)	44		19	37	40	11		4	12	31	11	24	3	192
3.体制整備 (既に20歳を超えている者)	2				2					1	1		1	5
4.体制整備 (これから18歳に到達する者)	16		5	14	11	3		8	4	7	5	10	3	70
5.ケースカンファレンス	37	2	26	32	31	6		10	5	31	7	25	5	180
6.その他	9	3	5	7	7	4	1	2	2	5	4	6	3	49
選択なし	2				1			1		1		1		4

図表 31〔医療型〕(都道府県等数：n=15) ※複数回答

開催内容	実施数	参集者											合計		
		1 自治体 (都道府県)	2 自治体 (市町村)	3 児童相談所	4 障害児入所施設関係者	5 障害者支援施設関係者	6 療養介護事業所関係者	7 共同生活援助事業所関係者	8 障害福祉サービス事業所関係者	9 学校	10 保護者	11 相談支援		12 その他	
1.情報共有 (既に20歳を超えている者)	0														0
2.情報共有 (これから18歳に到達する者)	4		2	4	3		1					1		1	12
3.体制整備 (既に20歳を超えている者)	0														0
4.体制整備 (これから18歳に到達する者)	2			2											2
5.ケースカンファレンス	9		4	4	6	2	3	1		2	3	3	1	29	
6.その他	6	5	6	4	4	1	4	1	2	2		2		31	
選択なし	1													0	

① 開催頻度 (全体)

図表 32 (n=137)

(回数)

月1回	月4回 (毎週)	年1回	年2回	年3回	年4回	年5~7回	不定期 (随時)	回答なし
3	4	67	24	10	9	3	12	5

② 成果の有無 (全体)

図表 33 (n=137) (件数)

あり	なし	回答なし
98	22	17

(2) 未移行者 (R3.1.31 時点) が 0～5 人未満の都道府県、指定都市で円滑に移行
ができていない背景【質問 2 福祉型のみ回答】

図表 34 自由記述 (※一部を掲載)

<p>児童入所施設に入所した早い時期から、児童の状態像の把握及び進路についてのすりあわせを施設と行うなど、児童本人や保護者の意向を確認しながら本人に適した成人施設に円滑に移行できるよう、各関係機関（市町村、生活保護、相談支援事業所等）と連携し対応している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所施設に入所している全ての児童に対し、児童が高校または高等部に入った年度から、3 年後の退所に向け児童相談所と施設が協議を行っている。 ・ 高校 2 年生の時点より支援会議を行い、早めに情報共有と移行計画を立てていく。
<p>円滑に移行ができていないわけではないが、障害児入所施設の設置法人が自法人内に GH 等を設置し受け皿づくりを行ってくれているため、現未移行者があまり発生していない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に福祉型障害児入所施設が 2 施設あるが、内 1 施設は障害者支援施設が併設されているため、「児」から「者」への移行が行いやすい。 ・ 18 歳以上の対象者が少ないため。
<p>対象者が少なく、そのほとんどが特別支援学校に在籍していることから、学校の進路担当による現場実習等を通して、本人やその保護者に移行先を具体的にイメージさせることができていない。そのため、関係者会議も円滑に行うことができるケースが多い。</p>

(3) 18 歳以上 (いわゆる過齢児を含む) の移行に関する取り組みにおいて、円滑に
移行調整が行われた事例【質問 3 自由記述 (※一部を掲載)】

① 個別事例

図表 35〔福祉型〕

<p>受入先を県内の施設に限定せず、県外の施設も広く調整することにより移行ができたという事例がある。ただし、本人にとって縁もゆかりのない県外への移行を進めることについて批判的な意見もある。</p>
<p>早い段階より情報共有を行ってきたことで、過齢後も比較的早い段階で移行へ繋がった。</p>
<p>児童は、障害の状態と家庭の養育能力から家庭復帰や地域の障害者サービスの利用では安全な生活は送れないと判断し、福祉型障害児入所施設と市が連携し、早めに障害者支援施設を探した。</p>

図表 36〔医療型〕

<p>児童相談所や市町村の関係機関が連携・調整を図り移行することができた。</p>

全ての関係機関が集まり定期的なケースカンファレンスを行うことで情報の共有と方向性の確認を綿密に行うことができた。

各入所施設において、関係機関との連携会議を開催し、施設入所等の移行につなげている。

② 地域の整備体制

図表 37〔福祉型〕

市町村へ定期的な障害児入所受給者台帳名簿（過齢児の情報）を提供。

円滑な移行が可能となるように、区役所の地域福祉課（障害担当部署）への引き継ぎについて、児童が高校2年生時に保護者の同意を得て情報共有を行い、児童相談所の見立てや今後の支援についてカンファレンスを行っている。

18歳到達の重症心身障害児契約入所ケースについて、保護者と施設、地域の障害者支援担当窓口が移行について円滑に調整し、児童相談所は調整後に把握した事例。

図表 38〔医療型〕

市町村へ定期的な障害児入所受給者台帳名簿（過齢児の情報）を提供。

円滑な移行が可能となるように、区役所の地域福祉課（障害担当部署）への引き継ぎについて、児童が高校2年生時に保護者の同意を得て情報共有を行い、児童相談所の見立てや今後の支援についてカンファレンスを行っている。

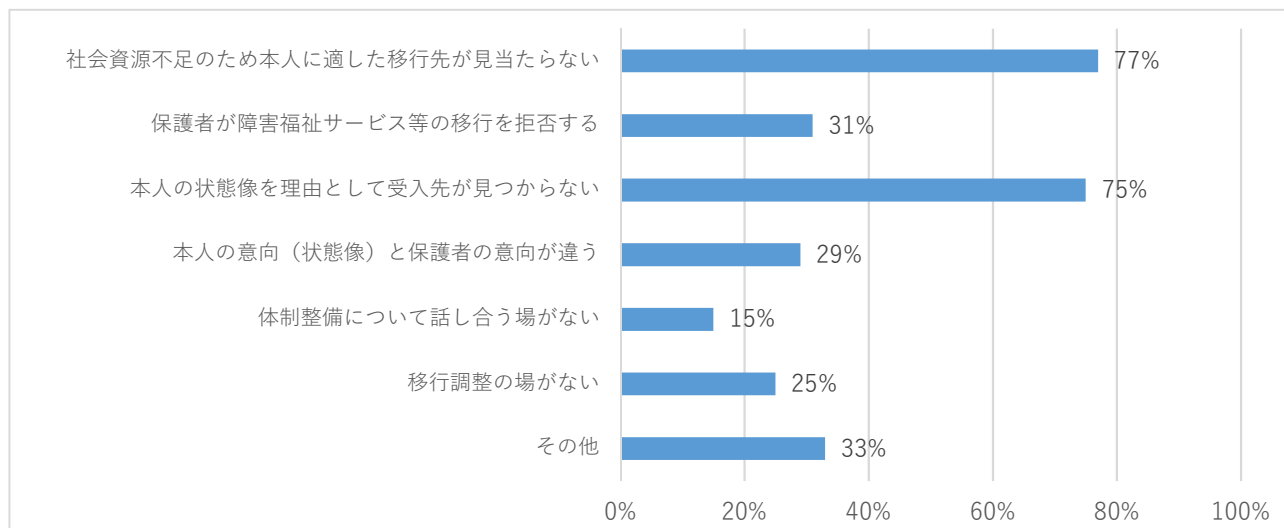
18歳到達の重症心身障害児契約入所ケースについて、保護者と施設、地域の障害者支援担当窓口が移行について円滑に調整し、児童相談所は調整後に把握した事例。

（4） 18歳以上の移行を進める上での課題点【質問4※自由記述あり】

〔福祉型〕

「社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない」が最も多く、次いで「本人の状態像を理由として受入先が見つからない」が多くなっている。

図表 39 (都道府県等数：n=48) ※複数回答



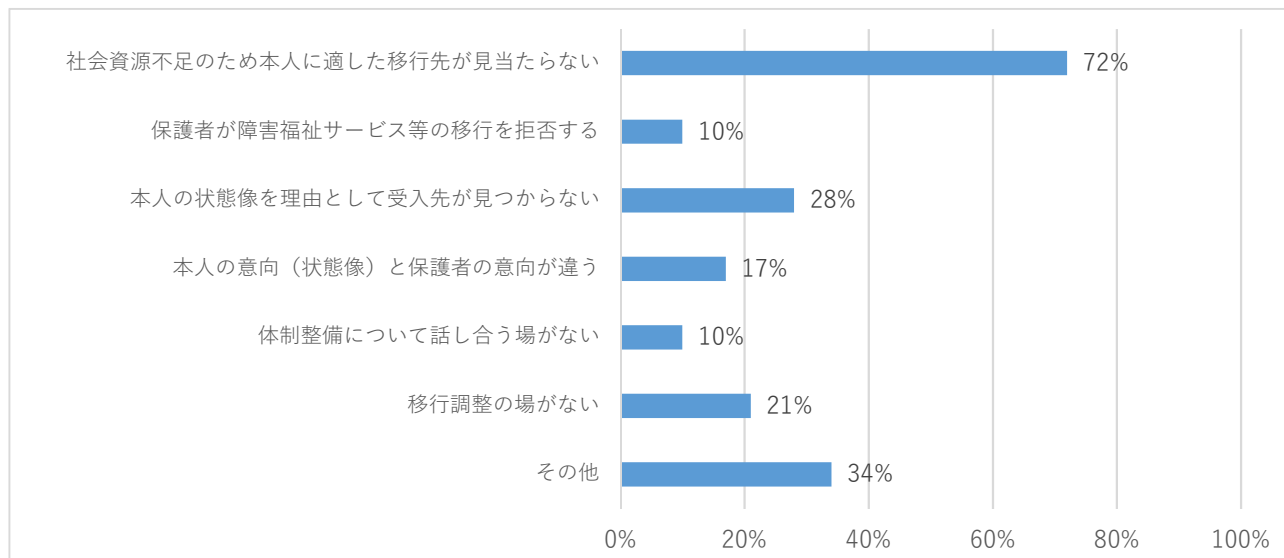
図表 40 自由記述 (※一部を掲載)

社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない	県内の障害者支援施設入所待機者は、295人（R3.1.1時点）となっており、入所待機のために経過的入所を続けるというケースがほとんどを占める。また、県内の地域によっては、グループホーム等の移行資源が大変少ないエリアもある。一因として、地域によっては福祉人材の確保が難しいという現状がある。
保護者が障害福祉サービス等の移行を拒否する	保護者の虐待等により施設入所している場合、保護者の了解を得られないがために必要な福祉サービスの利用につなげられないことがある。また、親子関係の調整をどの機関がするのか調整に苦慮する。
本人の状態像を理由として受入先が見つからない	強度行動障害のある重度の知的障害児の場合、受入れ可能な入所施設自体が少なく、空きがない状況である。また、虐待等で措置入所している障害児の場合は、家族との連携が難しく、移行調整が難航するケースがある。保護者に精神疾患や知的障害があるケースもあり、移行に関して理解を得られない場合もある。
本人の意向(状態像)と保護者の意向が違う	実質監護者と親権者(保護者)の意向が異なる場合、現状は親権者の意向を中心に本児の意向とあわせて調整しているが、18歳・成人になれば、本児の意向を中心に考えることになり(そもそも本児の意向確認が難しい場合が多い)、移行調整が困難になる。
体制整備について話し合う場がない	成人施設の入所コーディネートの機能が必要である。
移行調整の場がない	福祉型障害児入所施設の退所が迫られている過剰児の障害者支援施設入所希望者の実態を把握し、地域全体、県全体として調整し、課題の共有と具体的対応策の検討の場がない。現状では、個別ケースごとに、相談支援事業所、市町村、児童相談所のケースワークで対応している。
その他	当県の施設に入所している児童には、施設から隣接する特別支援学校に通っている児童がいる。この特別支援学校は専攻科までであるため、みなし規定がなくなると、在学中に20歳を迎える児童が施設から通うことができなくなる。当学校は立地的に自宅から通うことが困難であるため、在学中は施設への入所が延長できるように要望が挙げられている。

〔医療型〕

「社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない」が最も多く、次いで「その他」、「本人の状態像を理由として受入先が見つからない」の順で多くなっている。

図表 41 (都道府県等数：n=29) ※複数回答



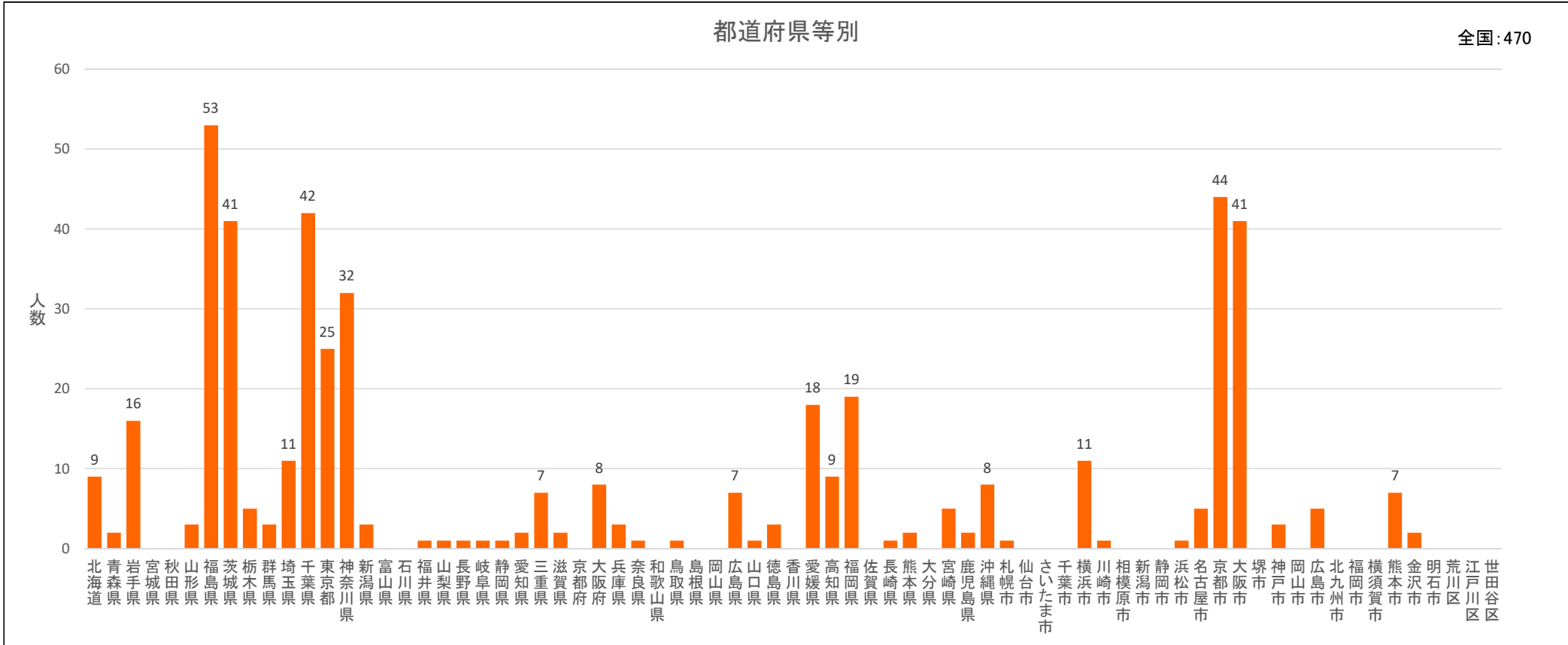
図表 42 自由記述 (※一部を掲載)

社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない	本人の医療的ケアの問題によりグループホームの受け入れを拒否されたり、看護師が24時間事業所に配置されていなく保護者が不安になることがあり、医療的ケアの整った重症心身障害者施設を希望するが、待機者が多く待機期間が長期化している。
保護者が障害福祉サービス等の移行を拒否する	入所施設での生活が長く、他施設への移行への不安から家族が意向を拒否する。
本人の状態像を理由として受入先が見つからない	医療的ケアが必要な方を受け入れ可能な事業所が少ない。
本人の意向（状態像）と保護者の意向が違う	本人はグループホームに入居し事業所への通所を希望しているが、保護者は家庭への引き取りをする意向であり事業所への通所も難色を示している。家庭の事情等もあるため保護者の意向が優先され本人の意向を尊重することが難しい。
体制整備について話し合う場がない	高校卒業期に合わせた施設やグループホームへの移行が非常に困難。「すぐに入居できる利用者優先」の事業所が多く、卒業時期まで利用を待ってくれる事業所は少ない。どんなに早くグループホームを探し始めても「2～3ヶ月前にならないと決められない」という実情。これに対し、施設や学校は早期に入居予定のグループホームを確定して、そこから通える就労支援への体験実習をさせたい要望がある。グループホーム供給の実情と進路指導のミスマッチに困っている。施設退所者の入居先の早期確保の補助金を出すなどの対応ができないか。

<p>移行調整の場がない</p>	<p>契約入所の場合、児童相談所も必要に応じて保護者や施設等、関係機関への連絡を行っているが、移行については既に調整が進んでいる場合が多い。児童相談所と保護者、施設、地域の障害者支援担当との連携体制については、今後の課題である。</p>
<p>その他</p>	<p>従来の施設が特別支援学校高等部を卒業する前の移行を強く求めてくるため、卒業を待たず（退学して）次の施設に移行する現状がある。</p>

令和3年3月31日時点において18歳以上で、引き続き福祉型障害児入所施設を 継続利用する予定の者(療養介護利用者は除く)の状況

(注:施設所在地での人数のため、各都道府県等の給付・措置の人数とは一致はしない)



※移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く

※5名以下の都道府県は個人が特定される恐れがあるため、人数の記載は省略

出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ

医療型障害児入所施設の移行状況調査(都道府県・指定都市・児童相談所設置市用)

都道府県
指定都市
児童相談所設置市

1. 令和2年4月1日～令和3年1月31日の期間において、都道府県・指定都市・児童相談所設置市主催の障害福祉サービス等利用への移行に向けた連絡調整(会議等)の参加状況について記入して下さい。

Table with 26 columns: 名称, 主な組織等, その他を選択した場合、記入, 参加者 (1-12), 4を選択した場合、記入, 5を選択した場合、記入, 6を選択した場合、記入, 7を選択した場合、参加関係者を記入, 開催年度(年・月), 成果の有無, 会議等で対象とした人数(協議対象人数), 成果として移行してきた人数, 成果の有無の理由を具体的に記入.

2. 今まで、18歳以上の移行に関する取り組みにおいて、ご本人の状態像に適した移行調整が円滑に行われた個別事例と地域の体制整備に関する事例がありましたら具体的に記入して下さい。(療養介護への移行は除く)

Table with 2 columns: 事例区分, 具体的な取組

3. 18歳以上の移行を進める上での課題点とその詳細(事例でも可)について記入して下さい。

Table with 2 main sections: 主な課題点(複数回答可) and 詳細(事例でも可). The first section has 6 sub-columns for different reasons like social resource shortage, guardian issues, etc.

※必要に応じて行を追加してご使用下さい。